

新見市障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

岡山県 新見市

はじめに



近年、少子高齢化をはじめ、個人の価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活スタイルの変化等、人々の生活は大きく変化しています。

こうした状況の中、本市では、障がい者福祉の基本理念として「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」の実現を掲げ、障がいの有無に関わらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

令和4年3月には、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支えあい安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して「新見市手話言語条例」を制定しました。また、「障害者差別解消法」の施行や「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正等により、障がいへの理解や障がいのある人の社会参加の促進に向けた取組を進めています。

この度、現行計画の期間が満了となることから、これまで取り組んできた前計画の基本理念を引き継ぐとともに、市民へアンケート調査の結果や実施している取組の点検評価を行い、今後取り組む必要のある課題について整理し、障がいのある人の実態やニーズに即した施策を盛り込んだ、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「新見市障がい者計画」、令和6年度から令和8年度までを計画期間とした「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、本計画の目標の実現に向けて、国、県、関係団体と緊密な連携を図りながら、障害福祉サービスの充実に努めてまいりますので、市民の皆様ならびに関係者の皆様方のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重にご審議を重ねていただいた策定委員会の皆様をはじめ、ご協力いただいた皆様に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

新見市長

戎 育

◆ 目 次 ◆

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の趣旨及び背景	1
【2】障がい者施策の動向	2
【3】計画の位置付け	5
【4】計画の期間	6
【5】計画の策定方法	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
【1】人口の動き	7
【2】障がい者の状況	8
第3章 アンケート調査結果から読み取れる課題	19
第4章 前期計画の点検・評価結果からみた課題	32
1 基本目標1 障がいへの理解の促進	32
2 基本目標2 健康づくりの推進	32
3 基本目標3 地域生活支援の充実	33
4 基本目標4 権利擁護・差別解消の推進	34
5 基本目標5 療育・保育・教育の充実	34
6 基本目標6 雇用・就労の促進	35
7 基本目標7 福祉のまちづくりの推進	36
第5章 計画の基本的な考え方	37
【1】基本理念と基本方針	37
【2】施策体系	38

第6章 施策の展開	39
基本目標1 障がいへの理解の促進	39
基本目標2 権利擁護・差別解消の推進	42
基本目標3 健康づくりの推進	43
基本目標4 地域生活支援の充実	45
基本目標5 療育・保育・教育の充実	50
基本目標6 雇用・就労の促進	53
基本目標7 ユニバーサル社会の推進	55
 第7章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	 58
【1】成果目標の進捗状況	58
【2】第6期障がい福祉計画の進捗状況	64
【3】第2期障がい児福祉計画の進捗状況	69
【4】国の基本指針について	70
【5】成果目標の設定	74
【6】第7期障がい福祉計画	86
【7】第3期障がい児福祉計画	94
 第8章 計画の推進	 95
【1】推進体制	95
【2】推進状況の進行管理	96
 資料編	 97
【1】新見市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	97
【2】地域福祉計画・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿	98
【3】策定経過	99
【4】用語解説	100

※本計画における年号の表記については、以下のとおりとしています。

- ・令和6年までは「和暦」のみの表記
- ・令和7年以降は「和暦」「西暦」の併記

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の趣旨及び背景

国における障がい者施策は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」に始まり、同法は平成5年に「障害者基本法」に改正され、心身障がい者に加えて精神障がい者も「障がい者」と位置付けられるとともに、法の目的も「障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進」に改められました。

その後、平成16年の改正では障がい者差別等をしてはならないという基本的理念が規定され、平成23年の改正では「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が取り入れられました。

この障害者基本法に基づき、平成25年に「障害者基本計画(第3次)」、平成30年には「障害者基本計画(第4次)」(以下「第4次計画」という。)が策定され、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が制定され、障害者基本計画の策定や変更においては障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえることが必要となりました。

第4次計画の計画期間が令和4年度に満了することに伴い、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京オリンピック・パラリンピック」という。)の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号。以下「障害者差別解消法改正法」という。)の成立・公布等を踏まえて、令和5年3月14日に、「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定されました。

岡山県では、令和3年3月に「第4期岡山県障害者計画」を策定し、「第3期岡山県障害者計画」に引き続き、「自立の支援」「主体的な選択の尊重」「地域で共生する社会の実現」を3つの施策体系の柱として、「共生社会」の実現を目指した取組を進めています。また、令和3年3月には「第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等の充実を図っています。

本市では、令和3年3月に「新見市障がい者計画」の中間見直しを行うとともに、「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」(以下「新見市障がい者計画」の中間見直し及び「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を総称して「現行計画」という。)を策定しました。

現行計画の計画期間が令和5年度に満了するため、国や岡山県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえるとともに、これまでの取組の進捗状況の点検・評価を行い、市民ニーズ等を反映した「新見市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

【2】障がい者施策の動向

1 「障害者基本計画（第5次）」の策定

令和5年3月14日に「障害者基本計画（第5次）」（以下「第5次計画」という。）を閣議決定し、令和5年度からの5年間を対象として障がい者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な推進を図っています。

■各分野における障がい者施策の基本的な方向■

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
(1)権利擁護の推進、虐待の防止	(2)障がいを理由とする差別の解消の推進
2. 安全・安心な生活環境の整備	
(1)住宅の確保	(3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
(2)移動しやすい環境の整備等	(4)障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上	(3)意思疎通支援の充実
(2)情報提供の充実等	(4)行政情報のアクセシビリティの向上
4. 防災、防犯等の推進	
(1)防災対策の推進	(3)防犯対策の推進
(2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進	(4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5. 行政等における配慮の充実	
(1)司法手続等における配慮等	(3)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
(2)選挙等における配慮等	(4)国家資格に関する配慮等
6. 保健・医療の推進	
(1)精神保健・医療の適切な提供等	(4)保健・医療を支える人材の育成・確保
(2)保健・医療の充実等	(5)難病に関する保健・医療施策の推進
(3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	(6)障がいの原因となる疾病等の予防・治療
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
(1)意思決定支援の推進	(6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等
(2)相談支援体制の構築	(7)障がい福祉を支える人材の育成・確保
(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実	
(4)障がいのあるこどもに対する支援の充実	
(5)障がい福祉サービスの質の向上等	
8. 教育の振興	
(1)インクルーシブ教育システムの推進	(3)高等教育における障がい学生支援の推進
(2)教育環境の整備	(4)生涯を通じた多様な学習活動の充実
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	
(1)総合的な就労支援	(4)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
(2)経済的自立の支援	(5)一般就労が困難な障がい者に対する支援
(3)障がい者雇用の促進	
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	
(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
11. 国際社会での協力・連携の推進	
(1)国際社会に向けた情報発信の推進等	(3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等
(2)国際的枠組みとの連携の推進	(4)障がい者の国際交流等の推進

■障害者基本計画(第5次)で追加された項目や視点■
(概略、一部抜粋)

1 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえること
2 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念
3 「障害者差別解消法改正法」の内容について ①事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け ②行政機関相互間の連携強化 ③障がいを理由とする差別を解消するための支援措置強化
4 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
5 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組を推進する
6 障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要である
7 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取組を推進
8 虐待の早期発見や防止に向けた取組
9 強度行動障がいを有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
10 どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む
11 ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
12 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
13 心身の障がい等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
14 医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
15 障がい児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
16 学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進
17 公立小・中学校施設における、令和7年度(2025年度)末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
18 障がい者の文化芸術活動に対する支援、障がい者の優れた芸術作品の展示棟等の推進、地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

2 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)は、市町村及び都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針を定めるものです。直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和6～8年度までの第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

■主な改正点■

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築③ 福祉施設から一般就労への移行等④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化⑦ 障がい者等に対する虐待の防止⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組⑨ 障がい福祉サービスの質の確保⑩ 障がい福祉人材の確保・定着⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化⑭ その他:地方分権提案に対する対応 |
|---|

3 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法においては、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

4 障がい者による文化芸術活動の推進

令和5年3月に改定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」において、「障がい者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開」、「文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障がい者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実」、「地域における障がい者による文化芸術活動の推進体制の構築」を目標とする取組を進めています。

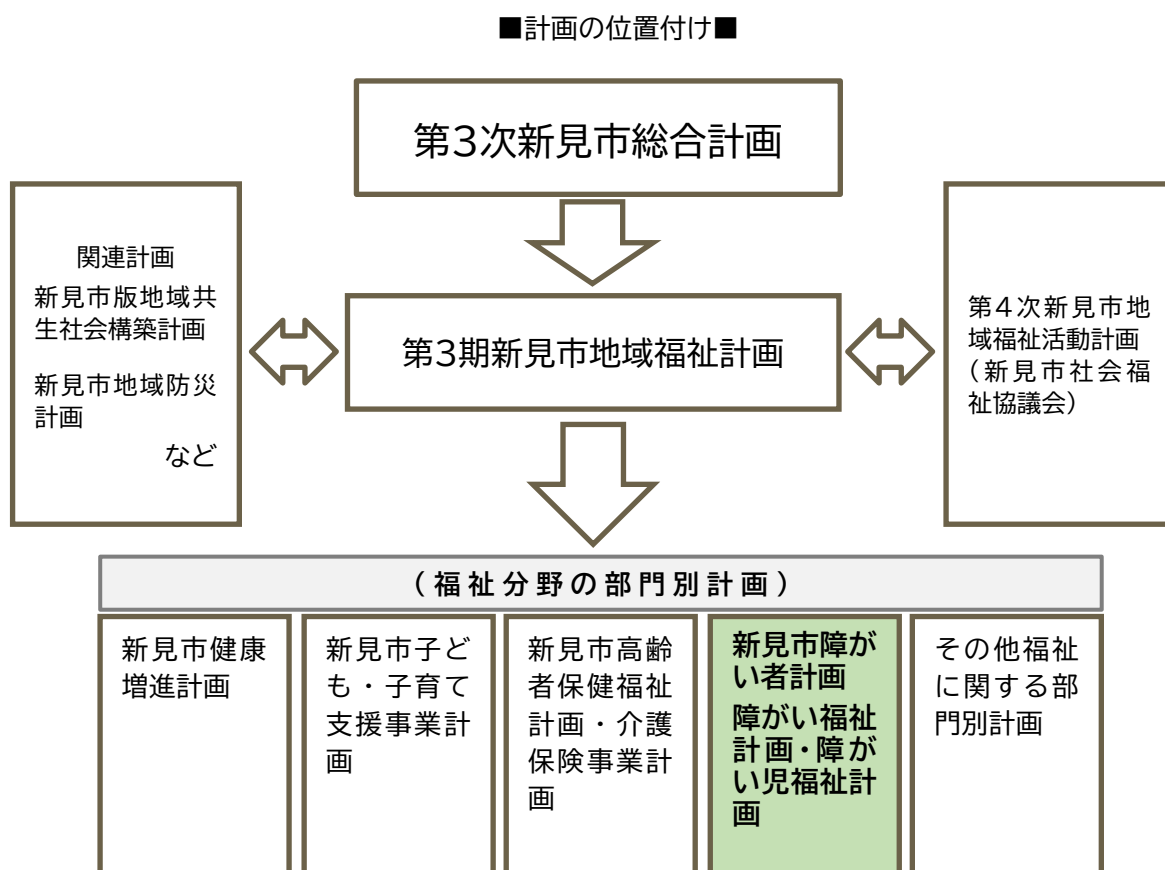
5 成年後見制度の利用促進

「第二期成年後見制度利用促進計画」が令和4年3月に閣議決定され、市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象になること、後見人以外の保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人の場合でも事業の対象になることなどが定められました。

【3】計画の位置付け

本計画における「新見市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障がい者計画」として障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、障がいのある人に関する施策分野全般にわたる計画となっています。一方、「新見市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」である「第7期障がい福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」である「第3期障がい児福祉計画」を一体的としたもので、基本指針を踏まえて本市の障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量、その確保方策などを定める計画です。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」のまちづくりの方向性を踏まえ、福祉分野における上位計画である「第3期新見市地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図って策定するものです。



【4】計画の期間

本計画の「障がい者計画」の対象期間は、令和6年度から令和11年度(2029年度)までの6年間とし、令和8年度(2026年度)に中間見直しを行います。また、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対象期間は、令和6年度から令和8年度(2026年度)の3年間とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
国（障害者基本計画）	第4期計画		第5期計画					第6期計画	
岡山県 （障害者計画・障害福祉 計画・障害児福祉計画）	第4期 （計画期間を5年から3年に変更）		第5期 （令和8年度に一部改訂、令和10年度に見直し）					第6期 （一部改訂）	
新見市障がい者計画	現行計画 （平成30～令和5年度）		本計画 （令和8年度に中間見直し）						
新見市障がい福祉計画	第6期計画（現行計画）		第7期計画（本計画）			第8期計画（次期計画）			
新見市障がい児福祉計画	第2期計画（現行計画）		第3期計画（本計画）			第4期計画（次期計画）			

【5】計画の策定方法

1 アンケート調査の実施

市内の障害者手帳所持者等における、障がいの状況、住まいや暮らし、保健・医療、就労、保育・教育などについての現状やニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内に住所を有する障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
調査期間	令和5年8月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	600件
有効回収数	296件
有効回収率	49.3%

2 策定委員会における審議

計画の策定にあたっては「新見市地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。

3 パブリックコメントの実施

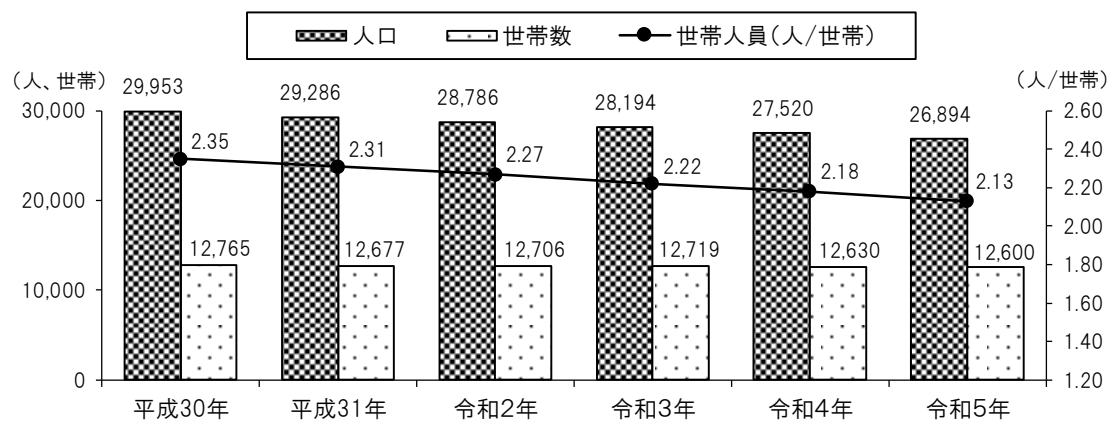
計画案についてのパブリックコメント(意見公募)により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

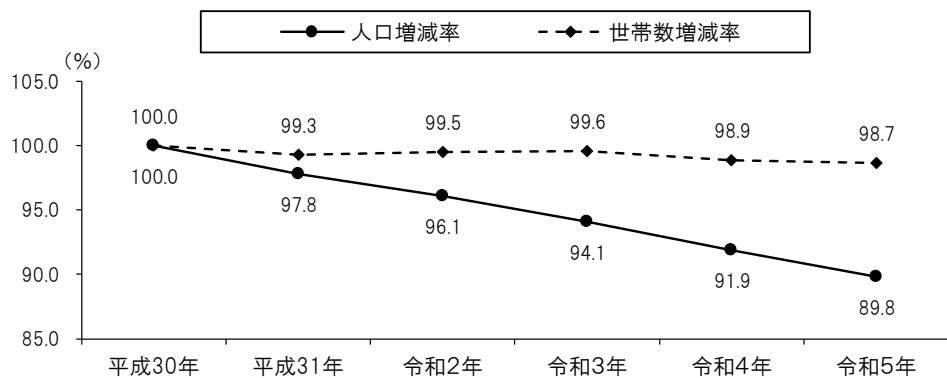
【1】人口の動き

本市の人口は、令和5年3月31日現在26,894人(平成30年を100.0とした場合89.8)となっており、平成30年から約3,000人の減少となっています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30年の2.35人から令和5年で2.13人と、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成30年を100.0とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【2】障がい者の状況

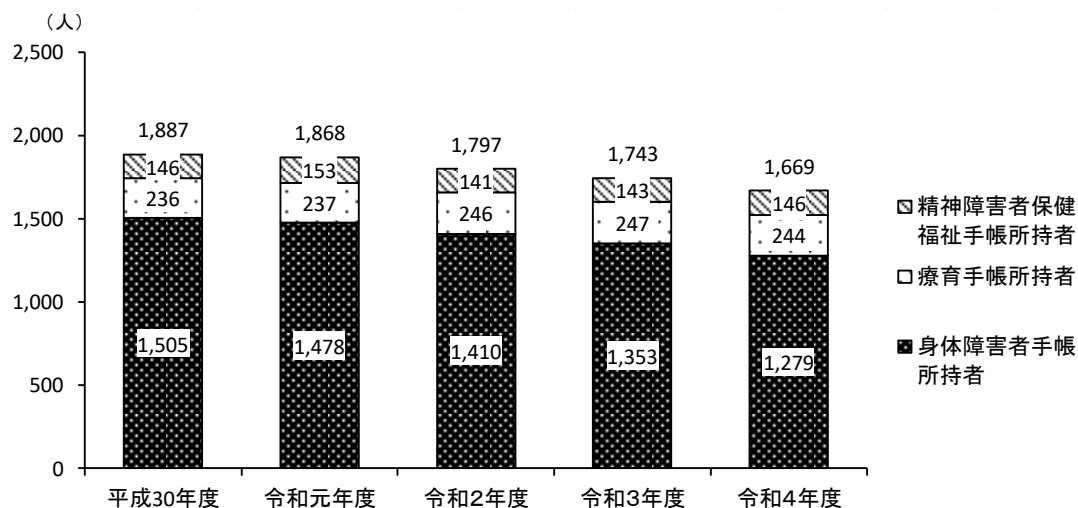
1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和4年度で 1,669 人となっており、近年は減少傾向で推移しています。

手帳の種類別でみると、令和4年度では「身体障害者手帳所持者」が 1,279 人と最も多く、全体の8割近く(76.6%)を占めています。「療育手帳所持者」は 244 人で14.6%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は 146 人で 8.7%となっています。

平成30年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者」は減少傾向、「療育手帳所持者」はやや増加傾向、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増減を繰り返しながらも横ばいの傾向となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



(単位: 人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
身体障害者手帳所持者	1, 505	1, 478	1, 410	1, 353	1, 279	85. 0
療育手帳所持者	236	237	246	247	244	103. 4
精神障害者保健福祉手帳所持者	146	153	141	143	146	100. 0
合 計	1, 887	1, 868	1, 797	1, 743	1, 669	88. 4

※：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

2 身体障害者手帳所持者の状況

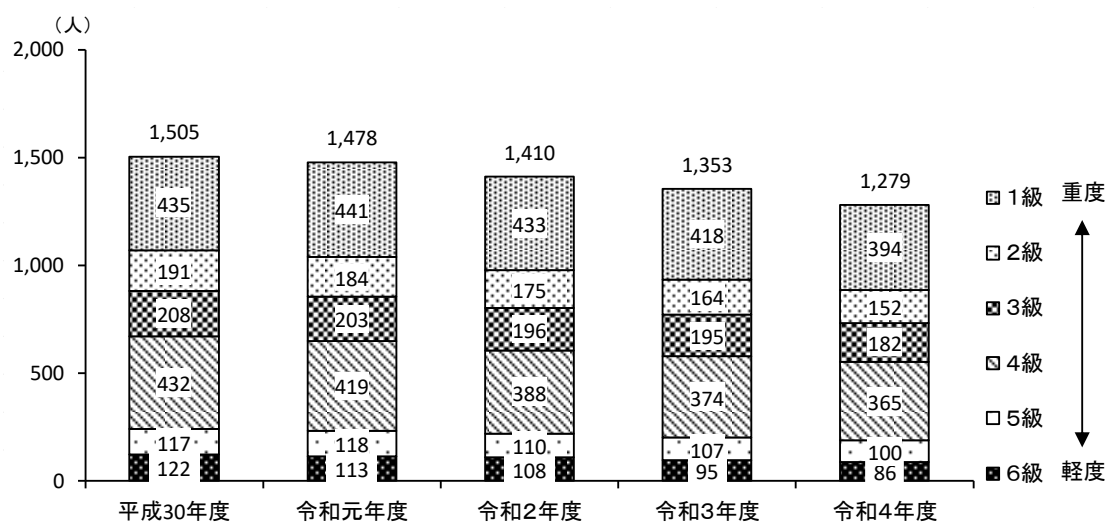
本市の身体障害者手帳所持者数は年々減少し、令和4年度には1,279人となっています。

等級別でみると、令和4年度では、「1級」が394人と最も多く、全体の3割近く(30.8%)を占めています。次いで「4級」が365人(全体に占める構成比 28.5%)、「3級」が182人(同 14.2%)の順となっています。

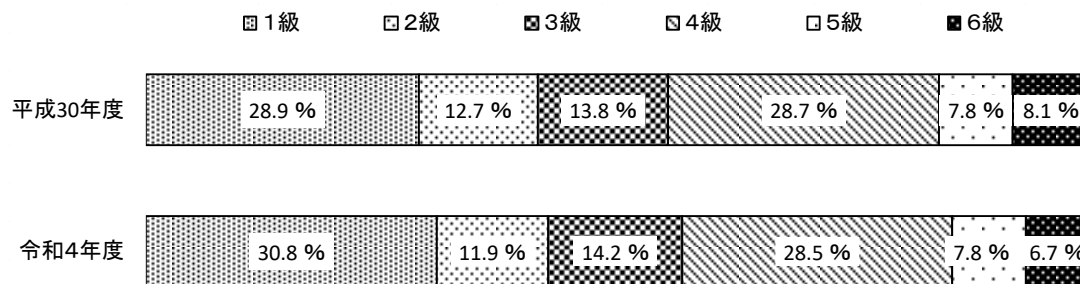
平成30年度からの推移では、全体的に減少で推移しています。

年齢区分別では、全ての年齢区分において減少傾向にあります。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



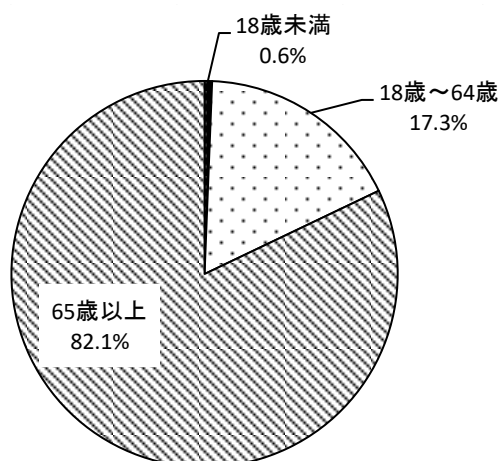
【等級別身体障害者手帳所持者割合の推移】



(単位：人、％)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
1 級	435	441	433	418	394	90.6
2 級	191	184	175	164	152	79.6
3 級	208	203	196	195	182	87.5
4 級	432	419	388	374	365	84.5
5 級	117	118	110	107	100	85.5
6 級	122	113	108	95	86	70.5
合 計	1,505	1,478	1,410	1,353	1,279	85.0

【身体障害者手帳所持者の年齢区分別構成】
(令和 4 年度)



【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人、％)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
18 歳未満	13	15	15	14	8	61.5
18 歳～64 歳	252	248	233	235	221	87.7
65 歳以上	1,240	1,215	1,162	1,104	1,050	84.7
合 計	1,505	1,478	1,410	1,353	1,279	85.0

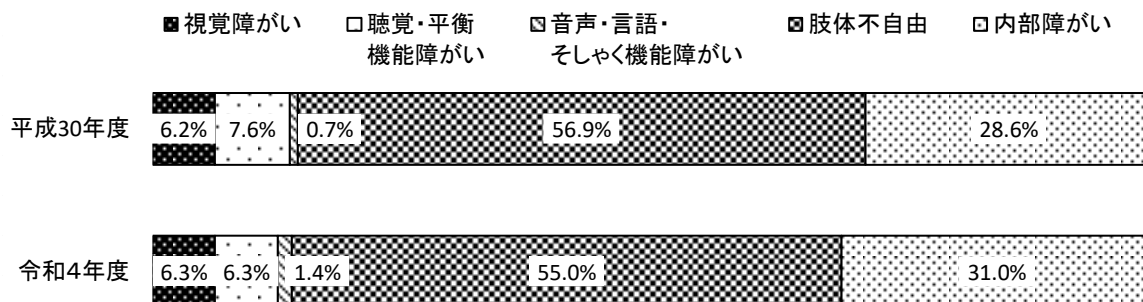
注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

障がい種類別でみると、令和4年度では「肢体不自由」が704人と最も多く、次いで「内部障がい」が397人、「視覚障がい」及び「聴覚・平衡機能障がい」がそれぞれ80人の順となっています。

平成30年度からの推移では、「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」「肢体不自由」「内部障がい」は減少していますが、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が大幅に増加しています。

【障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
視覚障がい	93	90	87	87	80	86.0
聴覚・平衡機能障がい	114	108	102	89	80	70.2
音声・言語・そしゃく機能障がい	11	15	17	18	18	163.6
肢体不自由	856	821	784	745	704	82.2
内部障がい	431	444	420	414	397	92.1
合 計	1,505	1,478	1,410	1,353	1,279	85.0

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

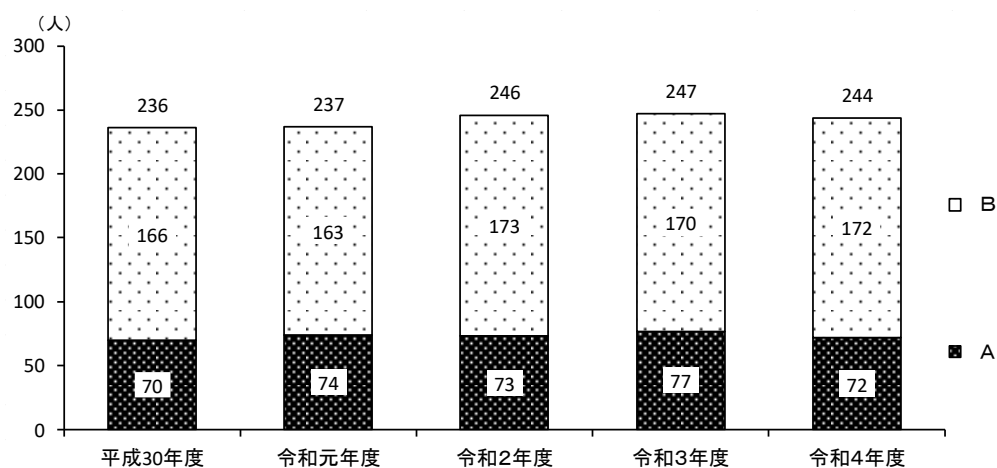
3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は令和4年度で244人と、近年は横ばいで推移しています。

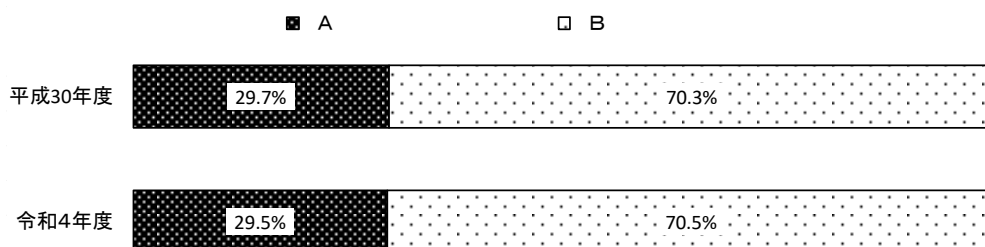
障がい程度別でみると、令和4年度では「B」(軽度)が172人と、「A」(重度)の 72人を大幅に上回っています。

また、年齢区分別では、「18歳未満」及び「65歳以上」は減少傾向となっていますが、「18歳～64歳」では増加傾向となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



【療育手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
A	70	74	73	77	72	102.9
B	166	163	173	170	172	103.6
合 計	236	237	246	247	244	103.4

注：増減率は平成30年度を100とした場合の令和4年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)

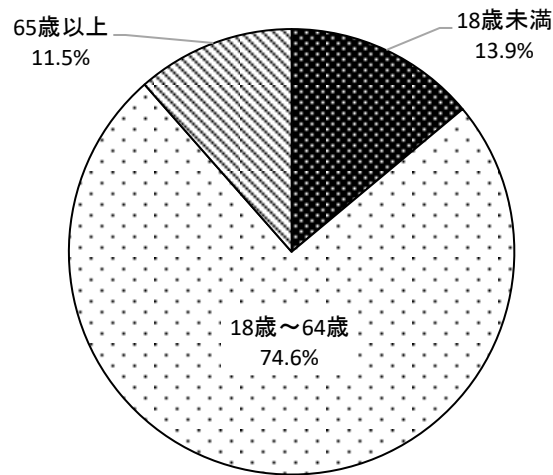
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
18 歳未満	44	40	41	36	34	77.3
18 歳～64 歳	162	167	173	182	182	112.3
65 歳以上	30	30	32	29	28	93.3
合 計	236	237	246	247	244	103.4

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

【療育手帳所持者数の年齢区分別構成】

(令和 4 年度)



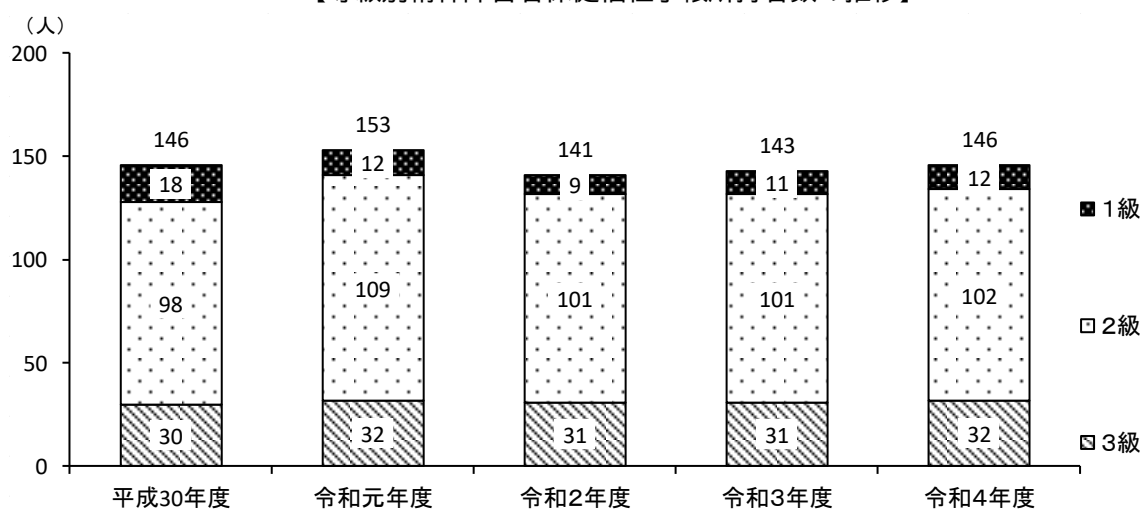
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度で146人と、近年では増加傾向となっています。

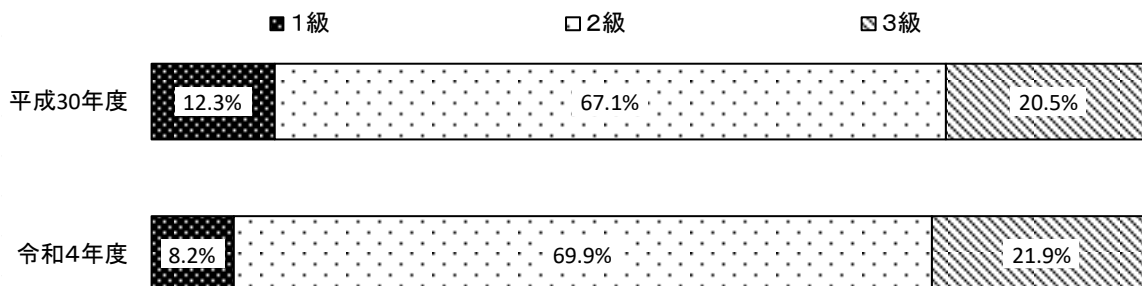
等級別でみると、令和4年度では「2級」(中度)が102人と最も多く、全体の約7割(69.9%)を占めています。次いで「3級」(軽度)が32人(全体に占める構成比 21.9%)、「1級」(重度)が12人(同 8.2%)の順となっており、平成30年度からの推移では、「2級」(中度)及び「3級」(軽度)は横ばいとなっていますが、「1級」(重度)は令和2年度を底に、増加傾向となっています。

年齢区分別でみると、「18歳～64歳」で増減を繰り返しながら、近年は増加傾向となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
1 級	18	12	9	11	12	66.7
2 級	98	109	101	101	102	104.1
3 級	30	32	31	31	32	106.7
合 計	146	153	141	143	146	100.0

注：増減率は平成30年度を100とした場合の令和4年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人、％)

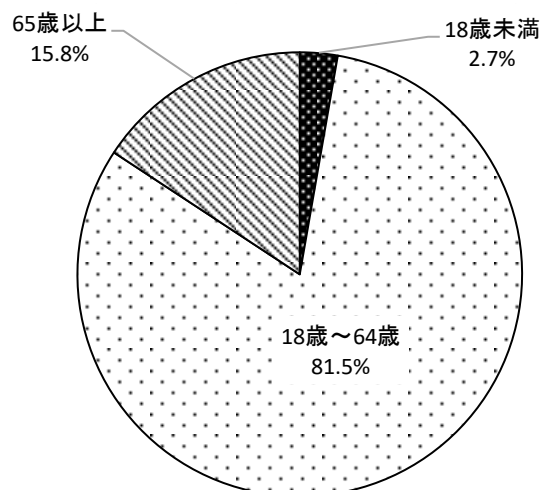
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
18 歳未満	5	5	3	3	4	80.0
18 歳～64 歳	116	123	115	116	119	102.6
65 歳以上	25	25	23	24	23	92.0
合 計	146	153	141	143	146	100.0

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢区分別構成割合】

(令和 4 年度)



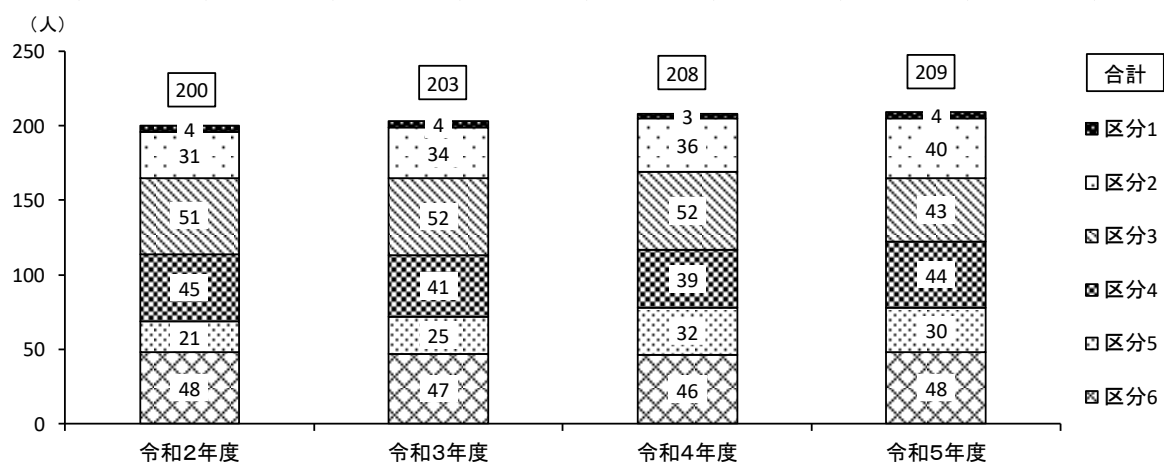
5 障がい支援区分認定者の状況

本市の障がい支援区分認定者数は、令和5年度で 209 人となっており、ゆるやかな増加傾向となっています。令和2年度との比較では、104.5%となっています。

区分別でみると、令和5年度では「区分6」が48人と最も多く、次いで「区分4」が44人、「区分3」が43人の順となっています。令和2年度との比較では、「区分5」は142.9%、「区分2」は129.0%となっています。

また、障がい支援区分を必要としないサービス利用者は、令和5年度は前年から減少しているものの、障がい児では令和2年度に比べて、118.2%となっています。

【障がい支援区分認定者数の推移】



(単位：人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率
区分認定なし	205	231	232	226	110.2
障がい児	137	159	165	162	118.2
障がい者	68	72	67	64	94.1
合計	200	203	208	209	104.5
区分1	4	4	3	4	100.0
区分2	31	34	36	40	129.0
区分3	51	52	52	43	84.3
区分4	45	41	39	44	97.8
区分5	21	25	32	30	142.9
区分6	48	47	46	48	100.0

注：増減率は令和2年度を100とした場合の令和5年度の割合を示している。

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

6 発達障がい等の状況

(1) 発達障がい(疑い)児の推移

1歳6か月児健診及び3歳児健診の結果、発達障がい(疑い含む)の傾向のある子どもの人数は、近年は減少傾向となっています。

【発達障がい(疑い)児数の推移】

(単位：人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
1 歳 6 か月児健診	31	38	46	35	13	41.9
3 歳児健診	46	50	43	44	42	91.3
合計	77	88	89	79	55	71.4

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：健康医療課（各年度 3 月 31 日現在）

【発達等検診受診児童数の推移】

(単位：人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
くれよん検診受診児（市）	19	20	20	23	23	121.1
総合相談受診児（保健所）	31	21	33	32	23	74.2
合計	50	41	53	55	46	92.0

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：健康医療課（各年度 3 月 31 日現在）

(2) 要観察児教室（くれよん教室）等の参加者の推移

要観察児教室(くれよん教室)等で、成長発達に心配のある幼児を対象に継続的に観察を行い、臨床心理士等による日常の生活指導や保護者の心配事の相談を行い、療育機関へつないでいます。

【要観察児教室（くれよん教室）の参加者の推移】

(単位：人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
参加者数	14	14	14	12	23	164.3

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：健康医療課（各年度 3 月 31 日現在）

【総合相談で療育機関へ紹介した児数の推移】

(単位：人、%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
療育機関へ紹介した児数	28	14	26	29	11	39.3

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：健康医療課（各年度 3 月 31 日現在）

【くれよん検診で療育機関へ紹介した児数の推移】

(単位：人、％)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	増減率
療育機関へ紹介したケース数	11	15	17	17	18	163.6

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：健康医療課（各年度 3 月 31 日現在）

(3) 保育・教育の場における障がい児数等の推移

障がい児数について、保育所及び中学校では減少傾向となっていますが、認定こども園では増加傾向となっています。

【障がい児数の推移】

(単位：人、％)

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		増減率	
	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数
保育所	324	32	301	20	311	15	310	15	295	16	91.0	50.0
認定こども園	416	16	423	18	350	14	329	17	315	23	75.7	143.8
幼稚園	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0.0	-
小学校	1,263	35	1,225	39	1,150	51	1,117	40	1,074	35	85.0	100.0
中学校	753	32	706	22	693	15	654	17	632	15	83.9	46.9
通級指導教室	26	-	31	-	31	-	30	-	32	-	123.1	-

注：増減率は平成 30 年度を 100 とした場合の令和 4 年度の割合を示している。

資料：子育て支援課・学校教育課（各年度 3 月 31 日現在）

【支援体制の推移】

(単位：人、％)

	令和 2 年度				令和 3 年度				令和 4 年度			
	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数
		配置校数	学級数			配置校数	施設数			配置校数	施設数	
保育所	5	-	-	-	5	-	-	-	5	-	-	-
認定こども園	7	-	-	-	7	-	-	-	7	-	-	-
幼稚園	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
小学校	17	8	13	11	17	8	12	12	17	7	11	16
中学校	5	3	4	9	5	3	4	11	5	3	4	8

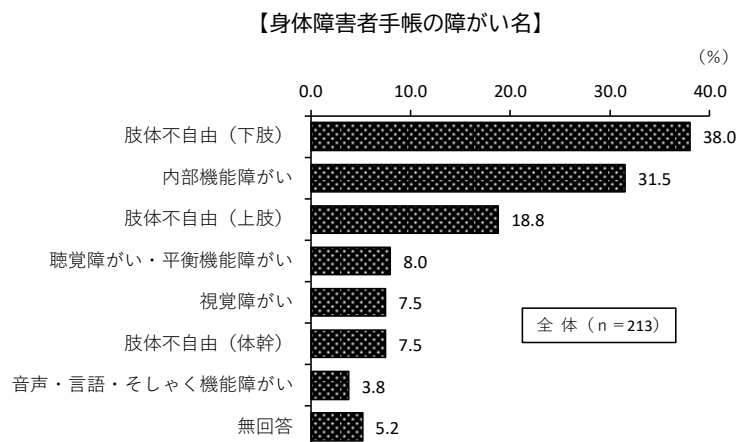
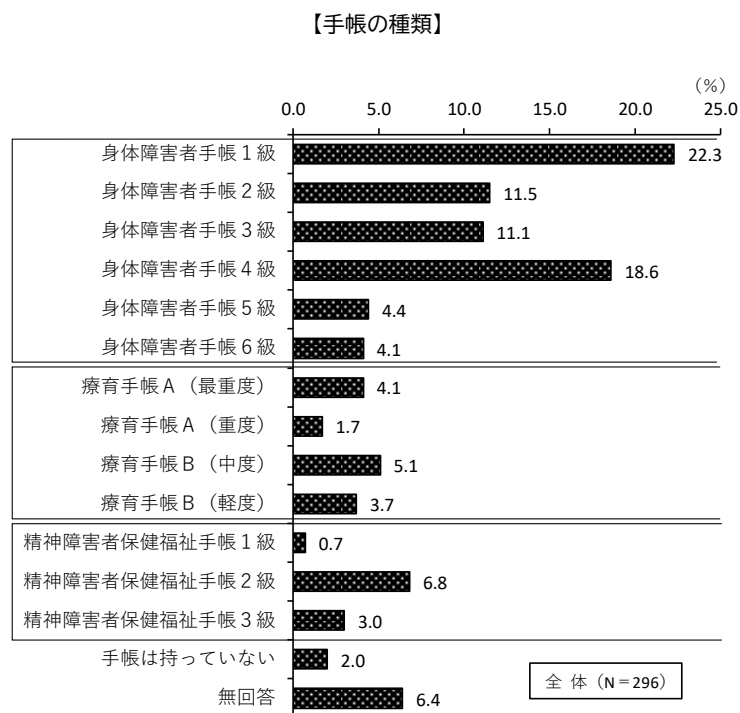
資料：子育て支援課・学校教育課（各年度 3 月 31 日現在）

第3章 アンケート調査結果から読み取れる課題

本市に住所を有する障害者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定児童を対象に、現在の生活の実態や今後の福祉ニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

1 障がいの状況

- 身体障害者手帳所持者は「1級」「4級」の割合が高くなっています。
- 精神障害者保健福祉手帳は、「2級」の割合が最も高くなっています。
- 身体障害者手帳の障がい名では、「肢体不自由(下肢)」(38.0%)、「内部機能障がい」(31.5%)、「肢体不自由(上肢)」(18.8%)の順となっています。



今後の課題

- 障がいの種類や障がいの内容に応じた取組が必要です。

2 各種診断や認定の状況について

○障がいのある人では、各種の診断や認定を受けている場合があり、抱えている課題や困難は多様化・複合化しています。

【各種診断や認定の状況】

診断や認定	回答割合（％）		
	受けている	受けていない	無回答
難病の診断	11.5	54.1	34.5
発達障がいの診断	8.8	48.3	42.9
高次脳機能障がいの診断	2.4	54.4	43.2
自立支援医療（精神通院）の受給者証	14.2	45.3	40.5
介護保険制度の要支援・要介護認定	25.7	42.2	32.1
障がい支援区分認定	24.0	38.5	37.5
医療的ケア	9.5	52.7	37.8

今後の課題	●障がいのある人が抱える課題や困難について、的確に把握し、最適な対応をすることが必要です。
-------	---

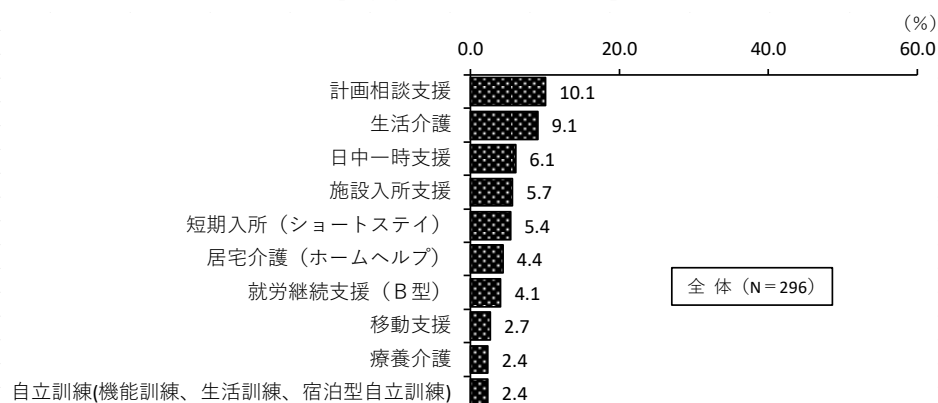
3 障がい福祉サービスの利用状況や利用意向

○現在利用しているサービスは、「計画相談支援」「生活介護」「日中一時支援」「施設入所支援」の順となっています。

○今後利用したいサービスは、「短期入所（ショートステイ）」「計画相談支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」の順となっています。

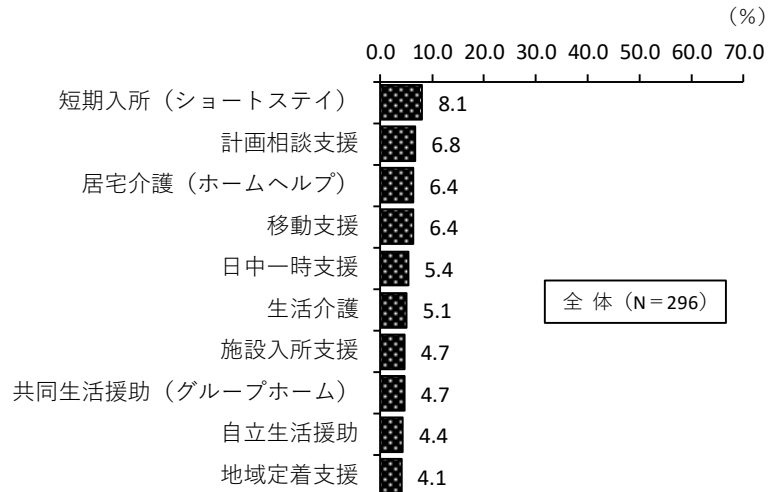
○今後、サービスを利用しやすくするために、「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「サービスの費用負担を軽減してほしい」などが求められています。特に、精神障がい者で「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」が、他の障がいに比べて高い割合となっています。

【現在利用しているサービス】



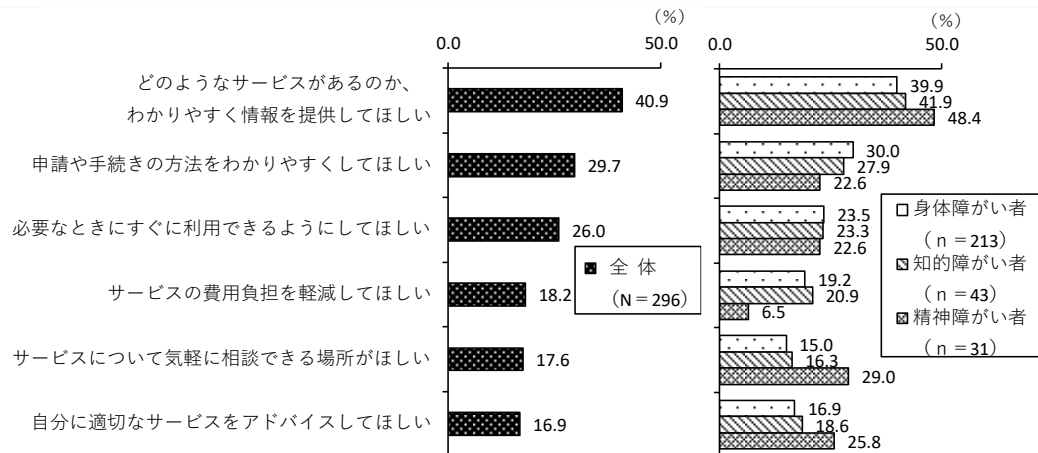
注：18歳未満対象のサービスは、n=3のため集計していない。

【今後利用したいサービス】



注：18歳未満対象のサービスは、n=3のため集計していない。

【サービスを利用しやすくするために必要なこと】



今後の課題

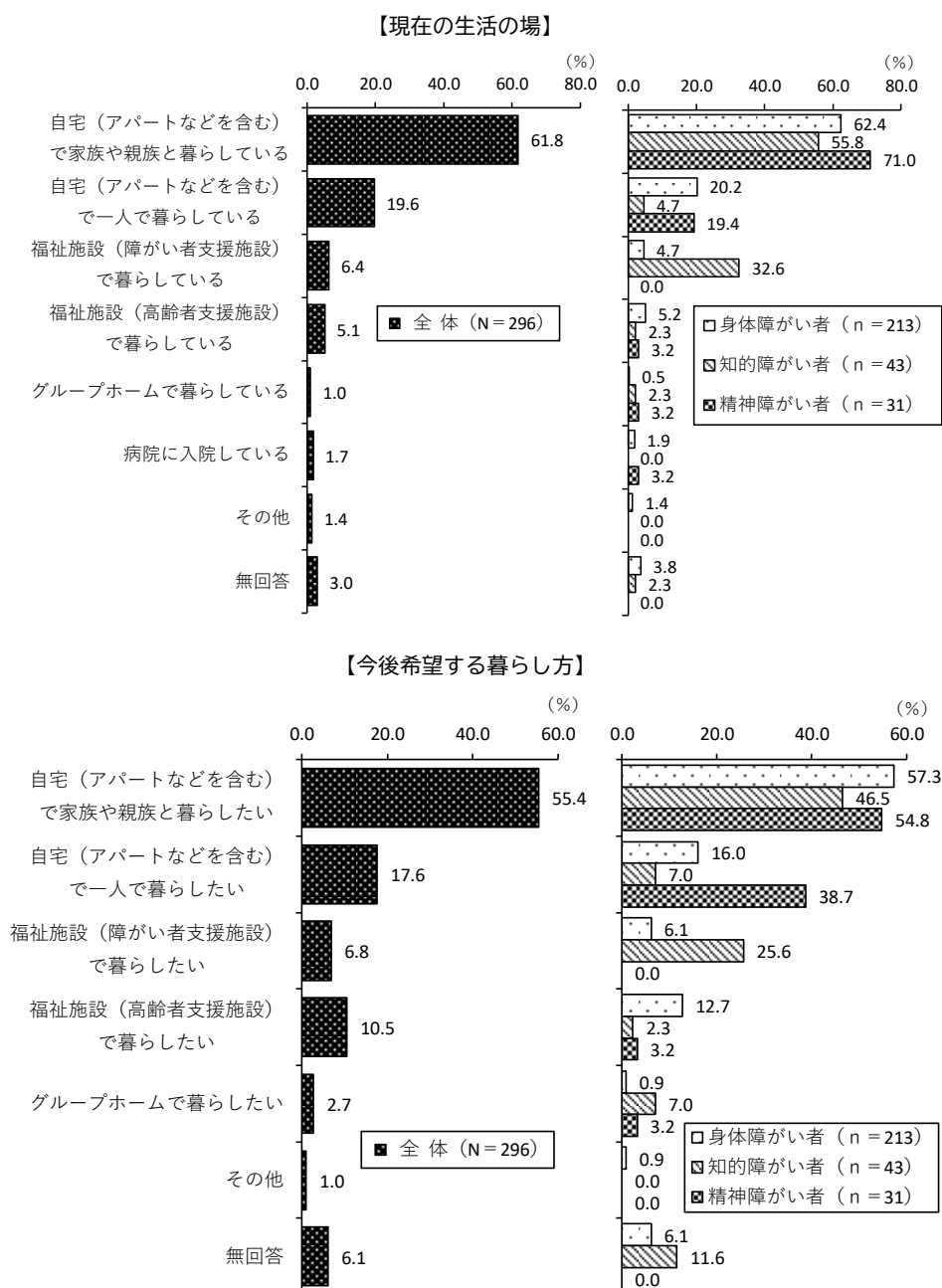
- 「計画相談支援」「日中一時支援」「短期入所（ショートステイ）」「居宅介護（ホームヘルプ）」等の充実が必要です。
- 障がい福祉サービスについて、障がいの特性に応じた対応が必要です。

4 住まいや暮らしについて

○現在の生活の場及び今後希望する暮らし方で、全体では「自宅(アパートなどを含む)で家族や親族と暮らしている」及び「自宅(アパートなどを含む)で家族や親族と暮らしたい」の割合が非常に高くなっています。

○知的障がいのある人では、現在及び今後において「福祉施設(障がい者支援施設)」での生活の割合が高くなっています。

○精神障がいのある人では、今後希望する暮らし方において「自宅(アパートなどを含む)」での一人で暮らしの割合が高くなっています。



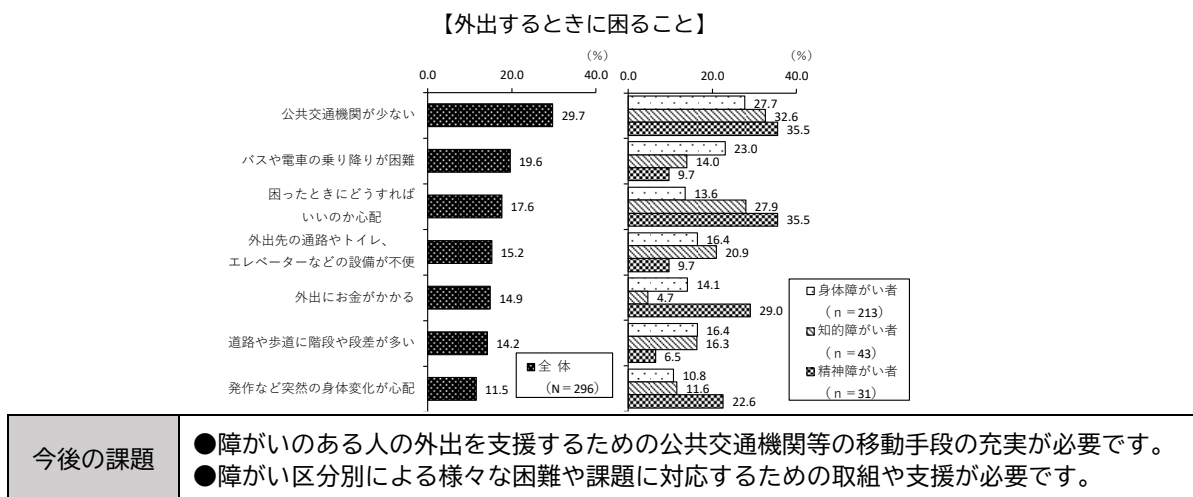
今後の課題

- 住まいや暮らしについては、障がいの区分別や程度及び本人の希望を十分に把握したうえで支援が必要です。
- 一人暮らしの人に対する見守り等の支援を充実することが必要です。

5 外出するときに困ること

○外出するときに困ることについて、全体では「公共交通機関が少ない」「バスや電車の乗り降りが困難」「困ったときにどうすればいいのか心配」「外出先の通路やトイレ、エレベーターなどの設備が不便」などの順となっています。

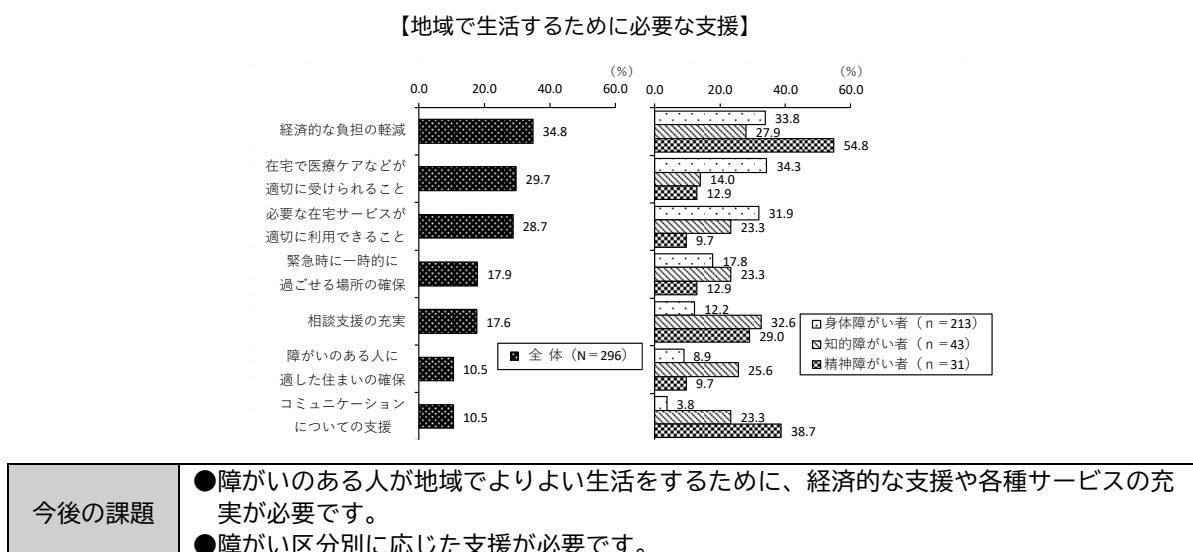
○身体障がいのある人では「バスや電車の乗り降りが困難」など、知的障がいのある人では「外出先の通路やトイレ、エレベーターなどの設備が不便」など、精神障がいのある人では「困ったときにどうすればいいのか心配」「外出にお金がかかる」「発作など突然の身体変化が心配」などが高い割合となっています。



6 地域で生活するために必要な支援

○地域で安心して生活するために、全体では「経済的な負担の軽減」「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」などが必要な支援となっています。

○障がい区分別では、精神障がいのある人で「経済的な負担の軽減」「コミュニケーションについての支援」などが高くなっています。

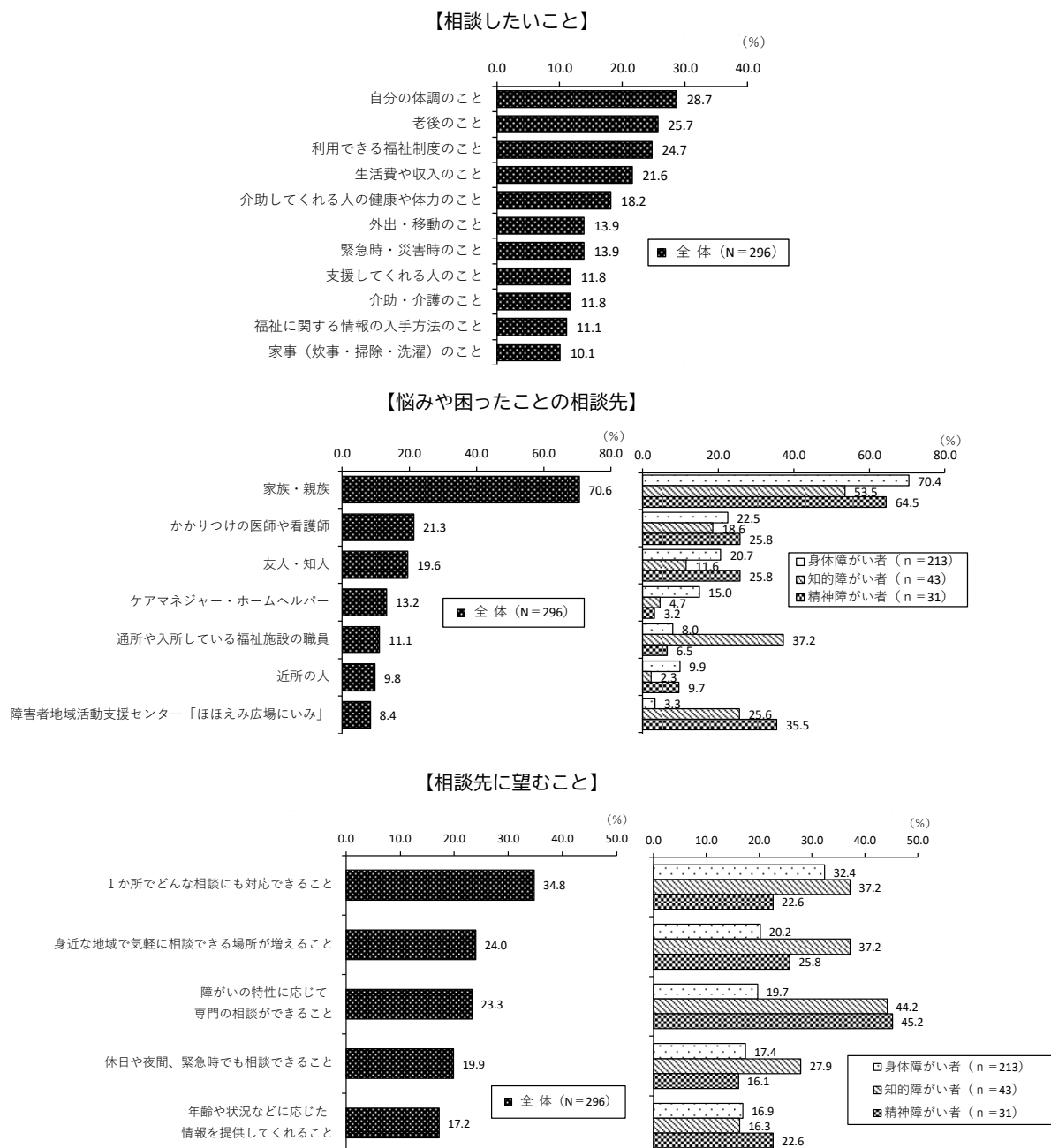


7 相談について

○相談したいことは、「自分の体調のこと」「老後のこと」「利用できる福祉制度のこと」などの順となっています。

○悩みや困ったことの相談先は、全体では「家族・親族」が非常に高くなっていますが、知的障がいのある人では、「通院や入所している福祉施設の職員」が他の障がいに比べて高くなっています。

○相談先に望むことについて、全体では「1か所でどんな相談にも対応できること」が最も高くなっていますが、障がいの区分によって異なります。



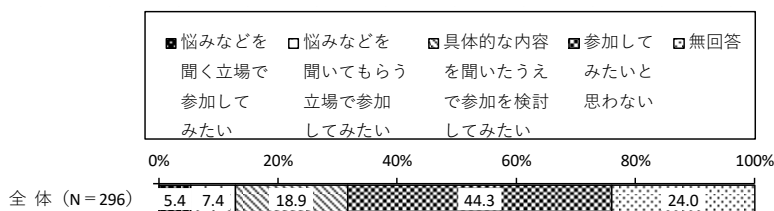
今後の課題

- 多岐にわたる相談内容への対応が必要です。
- 相談内容に応じた相談窓口の充実が必要です。

8 ピアサポート活動への参加意向

○ピアサポート活動への参加は「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」「悩みなどを聞いてもらう立場で参加してみたい」「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」の順となっていますが、「参加してみたいと思わない」が4割以上となっています。

【ピアサポート活動への参加意向】



今後の課題

●ピアサポートの認知度を上げるための取組や、参加しやすい環境づくりが必要です。

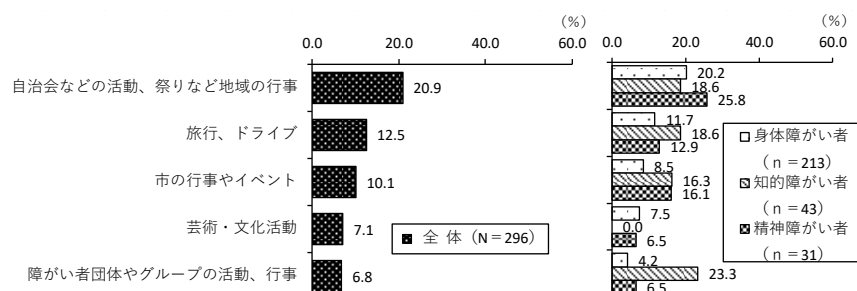
9 地域での暮らしや社会活動について

○地域の行事や活動への参加状況について、全体では「自治会などの活動、祭りなど地域の行事」「旅行、ドライブ」「市の行事やイベント」などの順となっています。

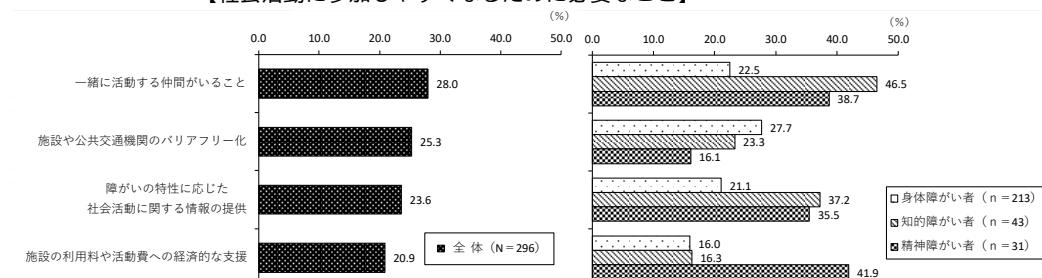
○障がい区分別では、知的障がい者で「障がい者団体やグループの活動、行事」への参加が他の障がい者に比べて高くなっています。

○社会活動に参加しやすくなるために「一緒に活動する仲間がいること」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」「障がいの特性に応じた社会活動に関する情報の提供」「施設の利用料や活動費への経済的な支援」が必要となっています。

【地域の行事や活動への参加状況】



【社会活動に参加しやすくなるために必要なこと】



今後の課題

●障がいのある人が参加しやすい活動内容の検討と環境づくりが必要です。

10 災害時について

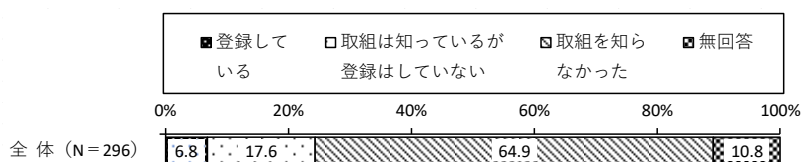
○新見市災害時要援護者へは「登録している」の割合は6.8%となっており、一方、「取組を知らなかった」の割合は64.9%となっています。

○災害時に近所で助けてくれる人が「いる」は38.9%となっていますが、「いない」が15.9%となっています。

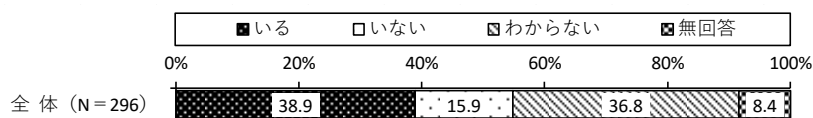
○災害時に備えて必要な対策は、全体では「安全な場所まで、すぐに避難できる対策ができていないこと」「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」「障がいのある人に配慮したトイレなどの設備が整っていること」「障がいの特性に応じて、避難場所や被害状況の情報が手に入ること」などの順となっています。

○障がい区分別では、知的障がいのある人では「福祉避難所など障がいのある人に配慮した避難場所が確保できること」「障がいの特性に応じて、避難場所や被害状況の情報が手に入ること」が高く、精神障がいのある人では「災害時でも周囲の人とコミュニケーションがとれること」「避難所生活でプライバシー(間仕切りなど)を守る対策ができていないこと」などが高くなっています。

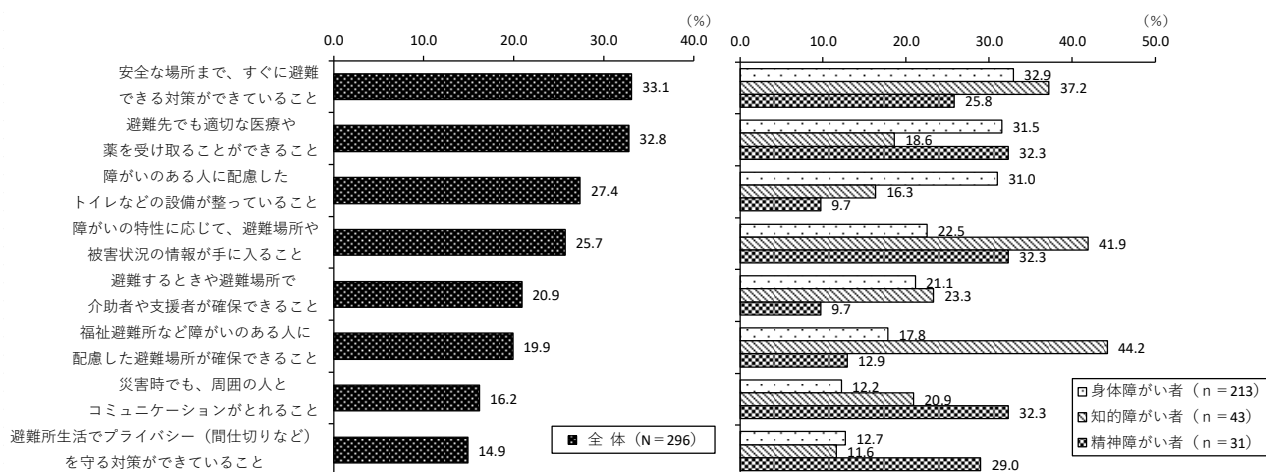
【新見市災害時要援護者への登録状況】



【災害時に近所で助けてくれる人】



【災害時に備えて必要な対策】



今後の課題

●災害に備えた対策は、障がいの区分等を踏まえて取り組む必要があります。

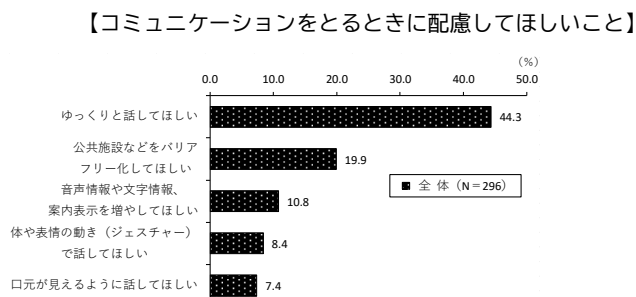
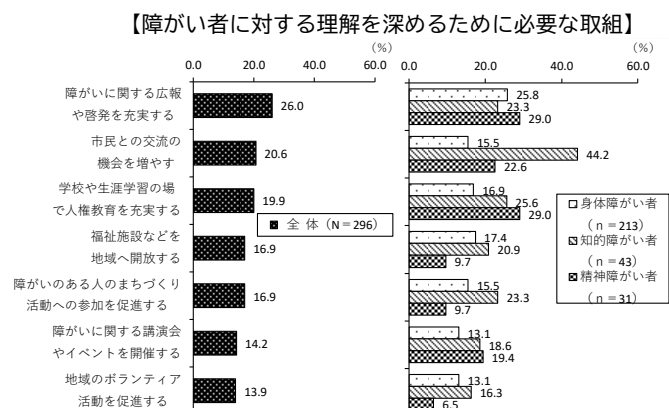
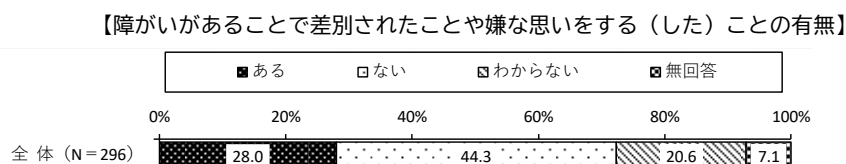
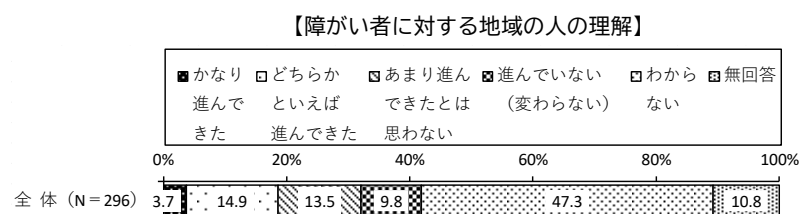
11 障がいのある人への理解について

○障がい者に対する地域の人々の理解については、「かなり進んできた」と「どちらかといえば進んできた」の合計より、「あまり進んできたとは思わない」と「進んでいない(変わらない)」の合計が高くなっています。

○障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする(した)ことが「ある」の割合は28.0%、「ない」は44.3%となっています。

○障がい者に対する理解を深めるために、「障がいに関する広報や啓発を充実する」「市民との交流の機会を増やす」「学校や生涯学習の場で人権教育を充実する」などが必要な取組となっています。

○コミュニケーションをとるときに配慮してほしいことについては、「ゆっくりと話してほしい」「公共施設などをバリアフリー化してほしい」「音声情報や文字情報、案内表示を増やしてほしい」「体や表情の動き(ジェスチャー)で話してほしい」「口元が見えるように話してほしい」の順となっています。



今後の課題

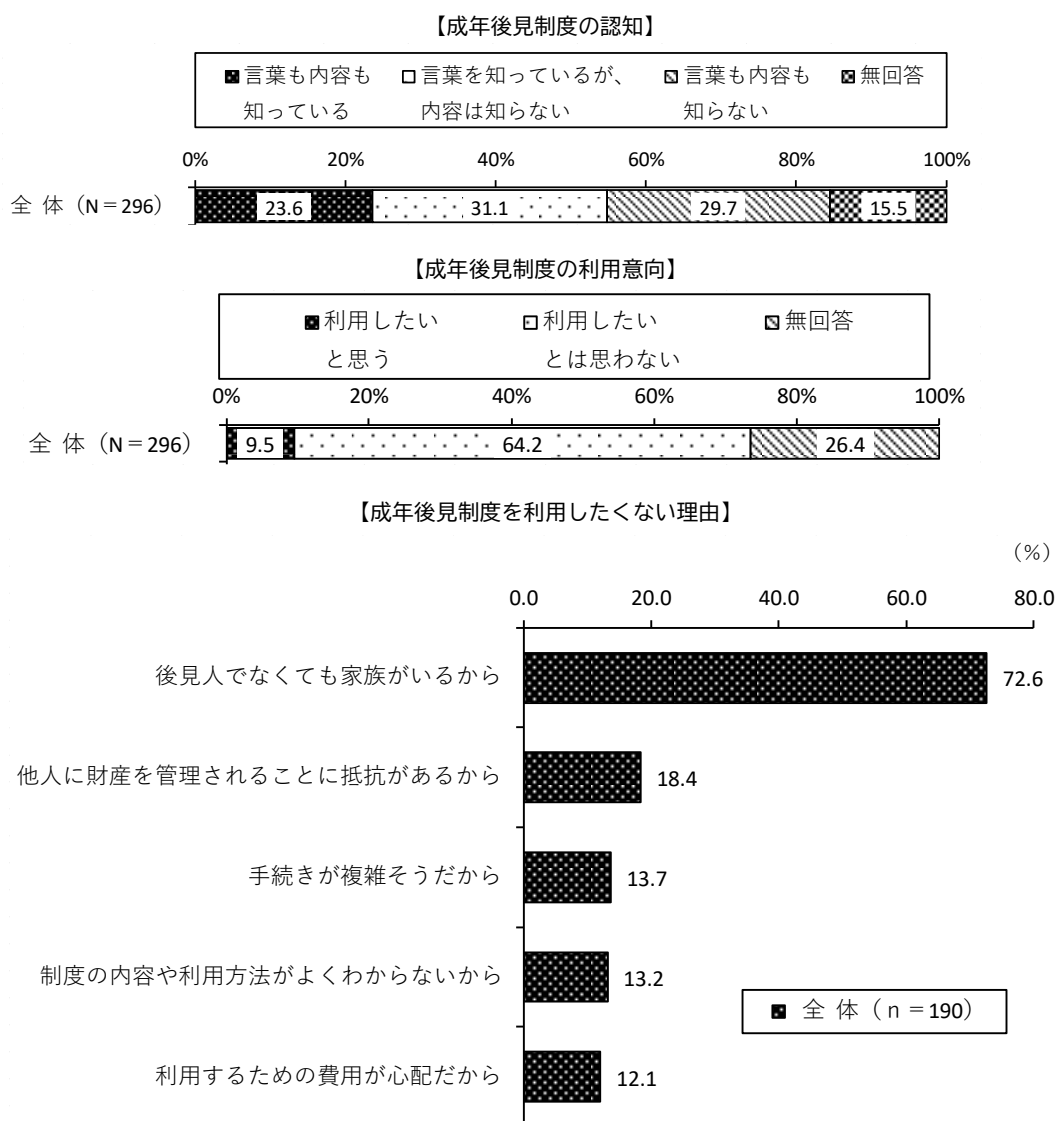
●地域において、障がいや障がいのある人への理解を進めるための啓発活動が必要です。

12 成年後見制度について

○成年後見制度については、「言葉も内容も知っている」の割合が 23.6%、「言葉を知っているが、内容は知らない」が 31.1%、「言葉も内容も知らない」が 29.7%となっています。

○成年後見制度の利用意向については、「利用したいとは思わない」が 64.2%となっています。

○成年後見制度を利用したくない理由については、「後見人でなくても家族がいるから」の割合が 72.6%と突出して高く、次いで「他人に財産を管理されることに抵抗があるから」「手続きが複雑そうだから」「制度の内容や利用方法がよくわからないから」「利用するための費用が心配だから」の順となっています。



今後の課題

- 成年後見制度を周知する取組が必要です。
- 成年後見制度の内容や手続きに関して、正しく理解する機会の提供が必要です。

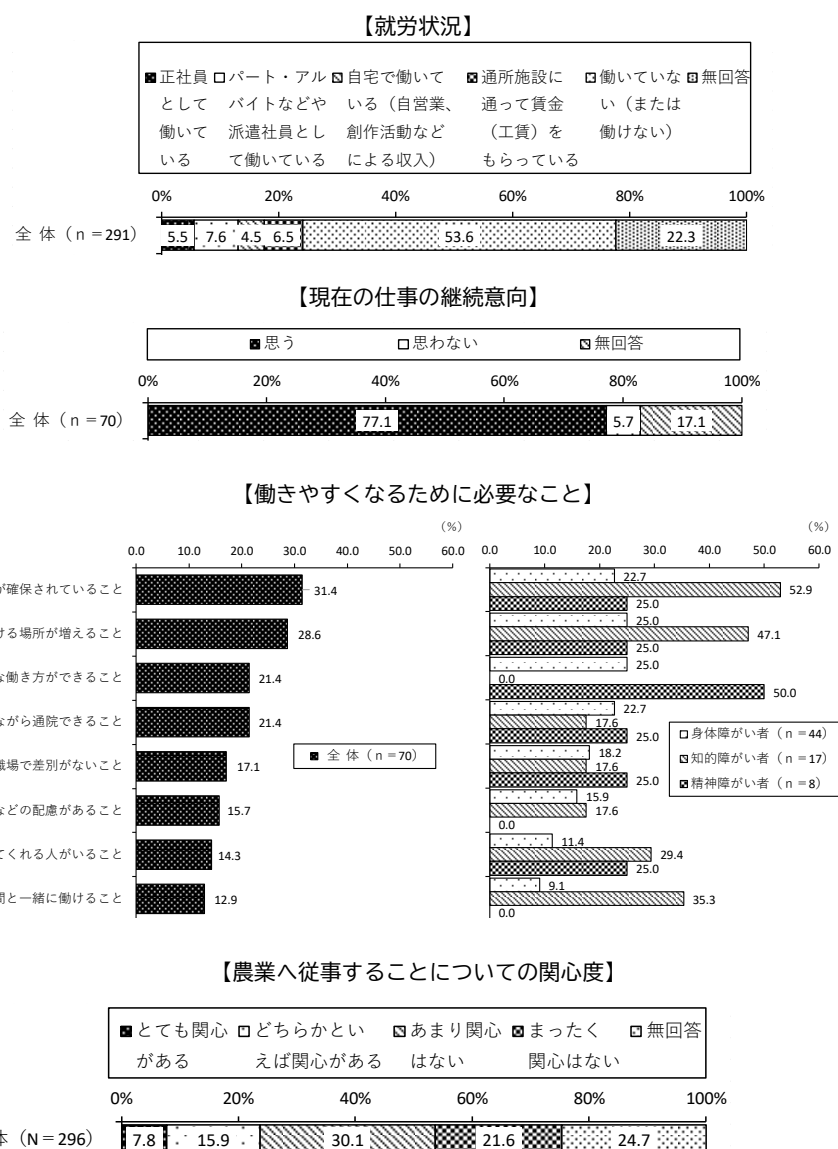
13 就労について

○就労状況については、『働いている』（「正社員として働いている」「パート・アルバイトなどや派遣社員として働いている」「自宅で働いている（自営業、創作活動などによる収入）」「通所施設に通って賃金（工賃）をもらっている」の合計）が 24.1%となっており、「働いていない（または働けない）」は 53.6%となっています。

○現在の仕事については 77.1%が続けたいと回答しています。

○働きやすくなるために、「通勤手段が確保されていること」「障がいがあっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「働きながら通院できること」「職場で差別がないこと」などが必要であると回答しています。

○農業へ従事することについて、23.7%が『関心がある』（「とても関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計）と回答しています。



今後の課題

- 就労については、障がいのある人の意向や障がいの状況を踏まえた支援が必要です。
- 通勤手段や就労場所の確保、就労のための環境整備が必要です。
- 農福連携についての啓発や取組が必要です。

14 療育や保育・教育について（18歳未満対象）

○子どもの介助や支援に関する不安や悩みは、「余暇や休養など自分の時間が持てない」「専門の医療機関や療育機関が少ない」「仕事に出られない」「睡眠が不足している」「通院費など経済的な負担が大きい」「何かあったときに世話を頼める人がいない」となっています。

○支援が必要な子どもに必要なことは、「放課後や夏休みなど長期休業中に過ごせる場所を増やすこと」「子どもを一時的に預かって世話や介助をしてくれること」「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増やすこと」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」「保育士や教職員が障がいへの理解を深めること」となっています。

【子どもの介助や支援に関する不安や悩み】

（単位：人）

	余暇や休養など自分の時間が持てない	専門の医療機関や療育機関が少ない	仕事に出られない	睡眠が不足している	通院費など経済的な負担が大きい	何かあったときに世話を頼める人がいない	特にない
全 体(n=3)	2	1	1	1	1	1	1

【支援が必要な子どもに必要なこと】

（単位：人）

	放課後や夏休みなど長期休業中に過ごせる場所を増やすこと	子どもを一時的に預かって世話や介助をしてくれること	発達上必要な場所や相談できる場所を増やすこと	早期に発育や発達上の課題を発見できる体制を充実すること	保育士や教職員が障がいへの理解を深めること	その他	特にない
全 体(n=3)	2	2	1	1	1	1	0

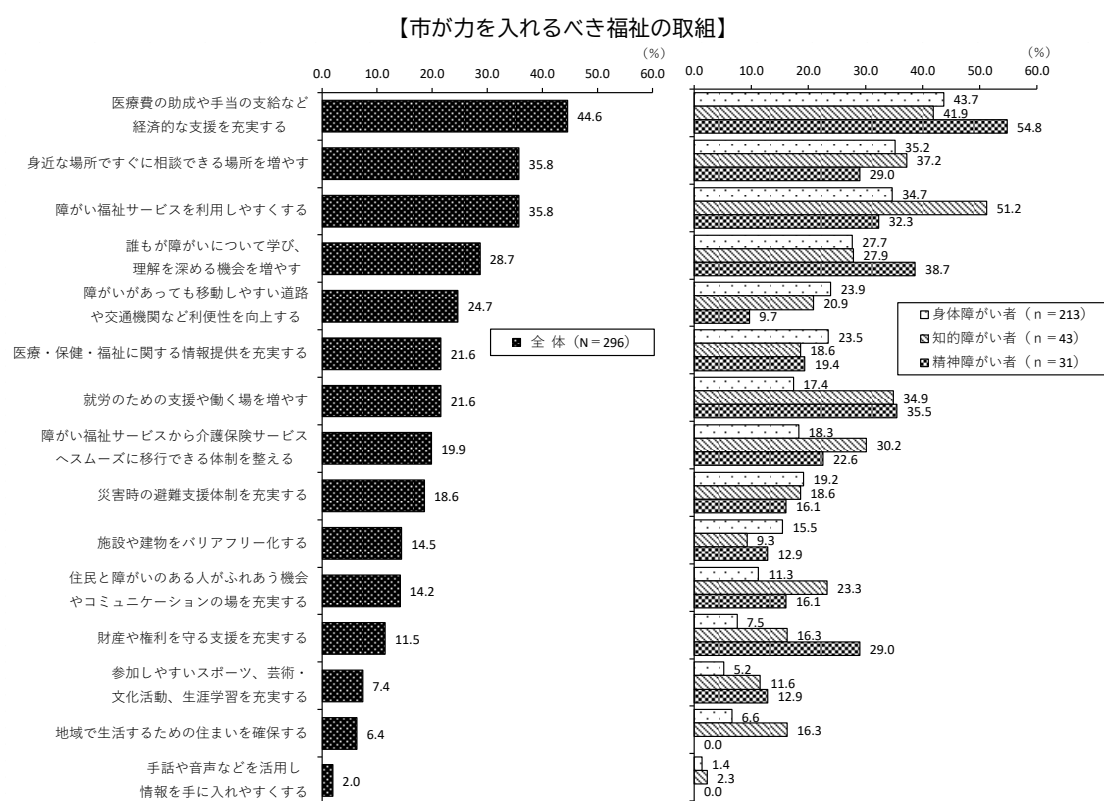
今後の課題

●療育や保育・教育については、障がいのある子どもの状態や保護者の意向等を踏まえた支援が必要です。

15 市が力を入れるべき福祉の取組について

○市が力を入れるべき福祉の取組については、全体では「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」「障がい福祉サービスを利用しやすくする」「誰もが障がいについて学び、理解を深める機会を増やす」「障がいがあっても移動しやすい道路や交通機関など利便性を向上する」の順となっています。

○障がい区別では、知的障がいのある人で「障がい福祉サービスを利用しやすくする」「障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行できる体制を整える」、精神障がいのある人で「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「誰もが障がいについて学び、理解を深める機会を増やす」などが他の障がいより高くなっています。



今後の課題

- 障がいの区分等、障がいのある人の状態を踏まえ、様々なニーズに対応できるような体制や環境の整備を検討することが必要です。
- 障がいへの理解を深め、誰もが住みよい地域づくりに取り組むことが必要です。

第4章 前期計画の点検・評価結果からみた課題

前期計画では、7つの基本目標を設定し、各基本目標に対して施策の方向を定め、具体的な取組を進めています。

ここでは、前期の新見市障がい者計画の取組の検証を踏まえた課題を整理しました。

1 基本目標1：障がいへの理解の促進

施策の方向	1 広報・啓発活動の推進
これまでの 主な取組内容	○障がい者週間にあわせた啓発活動や福祉フォーラム・にこにこ市の開催や、発達障がい啓発週間に市内の名所をライトアップするなど、障がい理解を深めるための取り組みを行いました。 ○臨床心理士や精神保健福祉士等を配置し、より専門的な相談支援が行える体制を整備するとともに、各関係機関との連携の充実を図りました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●学生等への啓発活動の機会が少ないため、若い世代への啓発活動の機会を設けることが必要です。 ●障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」（以下「ほほえみ広場にいみ」という。）の利用者が安心して相談支援を受けられるようにするため、専門スタッフの充実を図ることが必要です。

施策の方向	2 福祉教育の推進
これまでの 主な取組内容	○令和3年4月に「新見市保育教育カリキュラム」を策定し、どの保育施設においても、質の高い保育と教育を受けることができる就学前教育体制づくりを推進しました。 ○社会福祉協議会と連携し、感染症対策を工夫しながら、「夏のボランティア体験」や「ちょぼら運動」を実施しました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●保育所・認定こども園において、保育教育の充実を図るため、「新見市保育・教育カリキュラム」を積極的に活用し、実践と検証を進めることが必要です。 ●幼少期からの総合的な福祉教育について、小学生・中学生・高校生等の若い世代への啓発活動の機会を設けることが必要です。

施策の方向	3 コミュニケーション支援の充実
これまでの 主な取組内容	○講演に手話通訳者と要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者への意思疎通手段を確保しました。 ○新規の視覚障がい者に手帳を交付する際に、声の市報にいみの案内を行いました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●市民の個人的利用がほとんど無い状況のため、意思疎通支援事業の周知を図ることが必要です。 ●遠隔手話サービス実施のためのインターネット接続の整備が必要です。

2 基本目標2：健康づくりの推進

施策の方向	1 保健・医療体制の充実
これまでの 主な取組内容	○岡山大学MUSCATサテライトオフィスPIONEで、医療・介護施設の連携によりスキルアップ研修を実施しました。 ○令和4年度に新見市障がい者自立支援協議会児童支援部会に、医療的ケア児等支援ワーキンググループ、令和5年度に医療的ケア児等支援推進会議を設置しました。 ○医療的ケア児者を受け入れている事業所（短期入所事業所を除く）に対して、補助金を交付し、受入事業所の負担軽減を図りました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●重症心身障害児者支援事業に要する専門スタッフの人材確保が必要です。 ●各種健診（検診）を受診しやすい環境を整備し、生活習慣病の予防や病気の早期発見・早期治療に努めることが必要です。

施策の方向	2 医療と福祉の連携
これまでの 主な取組内容	○晴れやかネット拡張機能（ケアキャビネット）を活用した在宅医療等の支援を行いました。 ○ゲートキーパーや相談窓口を掲載したチラシを作成し周知を図るとともに、ゲートキーパー養成講座や心の健康づくり講演会を実施し、自殺の現状や相談窓口の周知を図りました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●医療的ケア児等支援推進会議により、福祉、医療、保健、保育、教育等関係機関の連携を密にし、支援体制の整備を推進することが必要です。 ●50～60代の自殺率が高いため事業所と連携し、自殺の現状や相談窓口を周知していくことが必要です。

3 基本目標3：地域生活支援の充実

施策の方向	1 相談支援体制の充実と強化
これまでの 主な取組内容	○「ほほえみ広場にいみ」において、臨床心理士や精神保健福祉士等が、相談者の個別の状況に応じた各種相談などの支援を行いました。 ○子育てガイドブックや障害福祉制度ガイドブック等で障がいのある人の相談支援窓口の周知を図りました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●複雑多様化する相談に対応するため、さらに「ほほえみ広場にいみ」の相談支援体制の充実を図ることが必要です。 ●身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動についての支援が必要です。

施策の方向	2 地域移行・地域定着の推進
これまでの 主な取組内容	○「ほほえみ広場にいみ」は、市内の障害者福祉事業所から職員の派遣を受けそれぞれの専門性をいかして相談支援にあたっています。 ○地域移行や地域定着については、相談支援事業所や「ほほえみ広場にいみ」と連携しながら取り組みました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●今後、重症心身障害児者支援事業における小児リハビリ専門指導スタッフの人材確保が必要です。

施策の方向	3 福祉サービス等の充実
これまでの 主な取組内容	○「ほほえみ広場にいみ」、相談支援事業所、サービス事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人が継続して福祉サービスの利用ができるよう体制整備を図りました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●引き続き、個々のニーズに適したサービスを提供し、障がいのある人の自立した生活の支援を行うことが必要です。 ●引き続き、地域生活を支援するため訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図ることが必要です。

施策の方向	4 住まいの確保
これまでの 主な取組内容	○障がいのある人の地域生活基盤として、令和4年度に新たにグループホーム1棟を整備しました。 ○市営住宅においてユニバーサルデザインの視点により、トイレ改修工事等を実施し、入居しやすい環境整備に努めました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●障がいのある人のニーズに合うようなバリアフリーの住居の供給が必要です。

施策の方向	5 スポーツ・文化活動等の振興
これまでの主な取組内容	○障がい者ふれあいスポーツ大会の開催や、NPO等が行うスポーツ大会やレクリエーション活動等のボランティア活動への支援を行いました。 ○健康の森学園や障がい者スポーツレクリエーションイベントにおいて、ニュースポーツの指導を行いました。
点検・評価結果からみた今後の主な課題	●障がい者施設、団体からニュースポーツの指導のために派遣する本市スポーツ推進委員の人材確保が必要です。

4 基本目標4：権利擁護・差別解消の推進

施策の方向	1 権利擁護の推進
これまでの主な取組内容	○成年後見制度を利用して、知的障がいや精神障がい、高齢により、判断能力が不十分な人への財産管理や施設入退所契約など、生活全般の支援を行いました。 ○権利擁護セミナーの開催や自立支援協議会において権利擁護制度に関する研修会を開催し、権利擁護の普及啓発や理解促進等を行いました。
点検・評価結果からみた今後の主な課題	●障がい者や高齢者など、年々利用件数が増加している日常生活自立支援事業への対応が必要です。 ●市民後見人の高齢化が進んでいるため、引き続き、岡山県が実施する市民後見人養成講座の受講者の掘り起こしを行うことが必要です。

施策の方向	2 差別・虐待の解消
これまでの主な取組内容	○令和3年4月1日に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携を図り、要支援児童及び要保護児童等への支援強化を図りました。 ○新見市いじめ問題対策連絡協議会を年間2回開催し、いじめ問題への対策に係る機関等との連携を図り、施策の効果の検証や今後の施策の在り方について検討を行いました。 ○新見市教育相談室を設置し、毎週月曜日に相談業務を行いました。
点検・評価結果からみた今後の主な課題	●虐待対応件数は増加傾向であるため、今後も関係機関との連携を更に強化し、支援体制の強化を図ることが必要です。 ●いじめの定義の周知を徹底し、いじめの積極的な認知を行うことが必要です。

5 基本目標5：療育・保育・教育の充実

施策の方向	1 早期発見とフォロー体制の構築
これまでの主な取組内容	○乳幼児の発育発達の遅れや疾病の早期発見に努め、安心して子育てができるよう保護者の育児相談を行い、必要に応じて専門機関を紹介しました。 ○くれよん教室を開催し、保護者が子どもの発達にあった対応方法を学び、育児困難感が軽減できるよう支援し、必要に応じて早期療育につなげました。
点検・評価結果からみた今後の主な課題	●引き続き、乳幼児の発育発達の遅れや疾病の早期発見に努めることが必要です。 ●引き続き、保護者が子どもの特徴に応じた対応方法を知ること、育児の負担感を軽減できるよう支援することが必要です。

施策の方向	2 保育・教育内容の充実
これまでの主な取組内容	○共通支援シートにより障がい児の状態を把握し、適切な支援を行うために保育教諭の加配を行いました。 ○小学校7校に特別支援教室を配置し、個別の教育的ニーズに応じた指導を行いました。 ○就学支援が適切に行われるよう就学支援に関わる管理職・担当者を対象とした研修会を開催しました。 ○新見市特別支援教育推進センター等と連携し、全国を対象に4歳児巡回相談事業を実施しました。
点検・評価結果からみた今後の主な課題	●支援員としての保育教諭や担任保育教諭が専門的な知識を得るため研修などが必要です。 ●支援が必要な子どもの増加による療育機関への受入不足の解消が必要です。 ●引き続き、個別の教育的ニーズに対応した多様な学びの場の充実が必要です。

施策の方向	3 発達障がいへの支援
これまでの 主な取組内容	○「ほほえみ広場にいみ」において、臨床心理士や精神保健福祉士等が、相談者の日常生活の相談をはじめ、個別の状況に応じた各種相談などの支援を行いました。 ○令和2年度及び令和3年度に、特別支援教室担当者を対象としたユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくりの研修会を開催しました。 ○新見市障害者自立支援協議会において、障がいのある人へのサポート体制について協議を行い、令和5年度から医療的ケア児等を受け入れられる日中一時支援事業所を新たに設置しました。 ○子どもとの関わり方や子育てについて楽しく学ぶ、ペアレントトレーニング講座を毎年実施しました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●発達障がいに対する理解は進んでいるが、教員が特別な配慮が必要な児童・生徒に対する指導に苦慮しているケースが増えています。 ●研修会やペアレントトレーニング等のプログラムを工夫して、ペアレントメンターの活動の場の確保を図ることと、ペアレントメンターとなる人材の発掘が必要です。

6 基本目標6：雇用・就労の促進

施策の方向	1 総合的な就労支援
これまでの 主な取組内容	○新見市障害者自立支援協議会を中心に「ハローワーク新見」「たかはし障害者就業・生活支援センター」等の関係機関と連携し、職業相談や職業紹介を行いました。 ○就労を希望する人が希望する職に就労できるよう支援を行うとともに、継続的に就労できるよう支援することで、所得の向上を図ることに努めました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●コロナ禍でできなかった十分な情報提供や職場体験の場の確保が必要です。 ●市内事業者の障がい者枠での求人を増やすことが必要です。 ●障がい者支援施設や支援学校との情報共有や連携を深めていくことが必要です。

施策の方向	2 就労機会の拡充と定着
これまでの 主な取組内容	○障害者雇用ガイドラインを作成し、商工会など関係各所に配布し、企業に各種助成制度の周知を図りました。 ○たかはし障害者就業・生活支援センターと連携し実習先の企業に雇用制度等を紹介しました。 ○「福祉にこにこ市」を開催し、障がい者施設の製品の販売を行うとともに、事業所の活動紹介やパンフレット等の配布による広報・啓発活動を行いました。 ○「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品、サービス等の優先購入（調達）を推進しました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●各企業に積極的に実習生の受け入れができるような啓発活動が必要です。 ●各企業が障がい者雇用において、短時間勤務やフレックス制度など多様な働き方を提案できるようにすることが必要です。 ●障害者優先調達推進法の活用において、障がい者施設・事業所との情報共有やアイデアの提案を図っていくことが必要です。

7 基本目標7：福祉のまちづくりの推進

施策の方向	1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
これまでの 主な取組内容	○新しく建設する施設や公民館等について、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備を促進しました。 ○公園整備について、高校生の意見を取り入れたイベントの実証実験を行いました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●公園の維持管理を委託している地域住民の高齢化等により、清掃等の管理が十分できていない公園への対応が必要です。

施策の方向	2 移動手段の確保
これまでの 主な取組内容	○個別移動支援は4事業所が実施し、1事業所が福祉車両の貸し出しを行っています。 ○令和4年度末で、市内に3事業所が福祉有償運送事業を行っています。 ○備北バス（株）が運行する市街地循環バス「ら・くるっと」の運行を継続するため、新見市バス運行対策費補助金を交付しました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●福祉有償運送や地域運営組織が取り組む移動支援について支援が必要です。

施策の方向	3 防災・防犯対策の推進
これまでの 主な取組内容	○令和4年6月に、河川が氾濫した場合の被害予測や浸水範囲、土砂災害危険箇所や災害発生時に避難する場所などを示した「新見市防災マップ」を市内全戸に配布しました。 ○特別な医療措置が必要な難病患者や障がい者について、緊急時に対応する受け入れ先の調整を行いました。 ○警報や避難情報などを告知放送や市ホームページ、アプリなどを通じて随時発信しました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●個別避難計画の策定は、自主防災組織で取り組めるよう継続的に支援することが必要です。 ●消費者被害の防止のため、手口が多岐にわたり巧妙化している特殊詐欺などへの対応が必要です。

施策の方向	4 地域福祉の推進
これまでの 主な取組内容	○各地区民児協定例会において福祉制度等の研修や情報提供を行いました。 ○手話奉仕員講座を実施している新見市社会福祉協議会と連携し、参加者募集の広報などを行い、人材育成の促進に努めました。 ○新見市には3名のペアレントメンターがおり、ペアレントトレーニングや研修会に参加するなどの活動や、悩み事を持つ保護者などに対して、相談や助言を行いました。
点検・評価結果 からみた 今後の主な課題	●ボランティア活動に対する情報を市報や市ホームページ等を積極的に活用し、更なる情報発信が必要です。 ●ペアレントメンターの活動の場の確保を図るとともに、ペアレントメンターとなる人材の発掘が必要です。

第5章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念と基本方針

本市における福祉分野の上位計画である「第3期新見市地域福祉計画」では、その基本理念を「みんなで支え合い、共に生きるまち」と掲げています。

この基本理念は、様々な地域課題を市民参加型の取組によって解決するために、地域の資源を生かして、多様な関係者が連携して解決に努めることを踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉に関する分野別の計画は、この「第3期新見市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、基本理念を「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」と掲げ、障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な障がい者福祉施策を推進してきました。

この基本理念は、障害者基本法の趣旨や「第3期新見市地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においては、この基本理念を継承し、障がい者福祉施策の更なる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めたこの基本理念を継承します。

なお、基本理念は「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」においても共通とします。

【 本計画の基本理念 】

一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ

障がい者計画における、基本理念の実現に向けた分野別の施策については、前期計画策定時から今日に至るまでの国や県の動き、本市における障がい者福祉を取り巻く現状等を踏まえ、前期計画の7つの「基本目標」を継承し、それぞれの基本目標に定めた「施策の方向」により、障がい者施策を推進します。

施策の取組に当たっては、障がいに対する理解を深めるための啓発や広報活動をはじめ、健康づくり、地域での生活支援や療育・保育・教育への支援、雇用・就労など、あらゆる分野において、障がい者の生活を支援する取組を推進します。

【2】施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向
一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまちにいま	基本目標1 障がいへの理解の促進	1 広報・啓発活動の推進 2 福祉教育の推進 3 コミュニケーション支援の充実 4 情報アクセシビリティの向上
	基本目標2 権利擁護・差別解消の推進	1 権利擁護の推進 2 差別・虐待の解消
	基本目標3 健康づくりの推進	1 保健・医療体制の充実 2 保健・医療と福祉の連携
	基本目標4 地域生活支援の充実	1 相談支援体制の充実と強化 2 地域移行・地域定着の推進 3 福祉サービス等の充実 4 住まいの確保 5 スポーツ・文化活動等の振興 6 防災・防犯対策の推進
	基本目標5 療育・保育・教育の充実	1 早期発見とフォロー体制の構築 2 保育・教育内容の充実 3 発達障がいへの支援
	基本目標6 雇用・就労の促進	1 総合的な就労支援 2 就労機会の拡充と定着
	基本目標7 ユニバーサル社会の推進	1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 2 移動手段の確保 3 ボランティア活動の推進

第 6 章 施策の展開

基本目標 1 障がいへの理解の促進

障がいに対する正しい理解と認識を深め、全ての市民が地域で共に暮らし、支え合いながら安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。また、福祉教育により、ノーマライゼーションを推進するとともに、情報格差の解消を図り、安心して生活できる環境を整備します。

1 広報・啓発活動の推進

障がいや障がい者についての市民の理解を深めるため、市報にいみや市ホームページ、SNS 等、様々な媒体を活用した幅広い広報・啓発活動を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
広報・啓発活動の推進	○市報にいみ、市ホームページ、告知放送、国・県などの啓発パンフレットやSNS等、様々な媒体を活用した難病等を含む障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。 ○障がい者週間期間中の街頭啓発活動や、福祉フォーラム・にこにこ市などを開催し、障がいへの理解を促進します。	福祉課 健康医療課
地域活動支援センター事業	○「ほほえみ広場にいみ」において、利用者の相談支援に対応するため、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門職員の配置の充実を図ります。 ○医療・福祉及び関係機関との連携強化の推進や、地域住民ボランティアの育成をはじめ、障がいに関する理解促進のための普及啓発を行います。	福祉課
発達障がい等への理解の促進	○学習障がい(LD)、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、自閉症スペクトラム障がい(ASD)の発達障がいや内部障がい、高次脳機能障がいなどについての情報提供を充実し、正しい理解の促進を図ります。	福祉課

2 福祉教育の推進

保育所や認定こども園、学校や療育機関等の関係機関と連携した、幼少期からの福祉教育や生涯学習の場を通じた福祉教育を推進します。また、福祉ボランティア活動は、地域福祉計画と整合性をとりながら充実を図り、市民の参加を促進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
福祉教育の推進	○保育所や認定こども園の職員へ、福祉教育に関する研修会への参加を促進するとともに、参加しやすい環境の整備に努めます。 ○「新見市教育・保育カリキュラム」を活用した教育、保育を実践し、問題点や課題を踏まえ見直し作業を行うことで、福祉教育の充実を図ります。	子育て支援課
	○支え合いのまちづくりを構築する基礎として、保育所や認定こども園、学校や療育機関等の関係機関と連携し、幼少期からの総合的な福祉教育の充実を図ります。	福祉課
福祉ボランティア活動の充実	○福祉教育の実践の場としての福祉ボランティア活動が効果的に行われるよう、学校や福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティア活動体験の充実を図ります。 ○あらゆる機会を通じて福祉ボランティア活動についての情報を発信し、市民のボランティア活動への参加促進を図ります。	福祉課 学校教育課
生涯学習を通じた福祉教育の推進	○障がいや障がいのある人について、市民の理解を深めるため、引き続き生涯学習の場における講座の開催など、生涯学習を通じた福祉教育を推進します。	福祉課 生涯学習課

3 コミュニケーション支援の充実

聴覚障がいや視覚障がいのある人などに、必要なコミュニケーションサービスを提供するとともに、必要な情報を適切に得ることができるよう、情報サービスの利用促進に努めます。また、合理的配慮の義務化に伴うコミュニケーション支援の充実を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
意思疎通支援事業	○意思疎通支援事業について、周知を図ります。 ○聴覚、言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。 ○遠隔手話サービスに備えて周辺機器等の整備を行います。	福祉課
声の市報発行事業	○必要な人が声の市報発行事業を利用できるように周知を図ります。 ○視覚障がいのある人へ必要な情報を届けるため、声の市報発行事業を「声の市報にいみの会」に委託し今後も継続して行います。	福祉課

4 情報アクセシビリティの向上

障がいの特性に応じた効果的な情報の提供等により、様々な情報を必要なときに手に入れることができるよう、ICT(Information and Communication Technology(情報通信技術))の活用やDX(Digital Transformation)の視点を取るることなどによる情報のバリアフリー化を推進します。また、聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人に必要なコミュニケーション支援の提供を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
情報のバリアフリー化	○行政情報等の発信にあたっては、視覚や聴覚に障がいがある人でも適切に情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化に努めます。 ○行政情報の作成や提供については、音声等の適切な活用や文字の大きさ、字体、ユニバーサルデザイン等に配慮し、分かりやすい表現にするなど、多様な障がいの特性への対応に努めます。	福祉課
窓口における合理的配慮の充実	○庁舎に筆談ボードを設置するなど、障がいの状況に配慮した、きめ細かな窓口サービスの充実を図るとともに、デジタル技術を活用した取組について検討します。	福祉課
コミュニケーション支援の充実	○意思疎通を図ることが困難な人に対して、手話通訳士や要約筆記者等の派遣等の支援を行います。	福祉課

基本目標2 権利擁護・差別解消の推進

障がいの有無にかかわらず、お互いの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のない、共に生きるまちづくりを推進します。

1 権利擁護の推進

全ての障がい者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度利用支援事業等、権利擁護のための取組を推進するとともに、普及を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
成年後見制度利用支援事業	○認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者で、判断能力が不十分な人への財産管理や施設入退所契約など、生活全般の支援を行います。	福祉課 介護保険課
市民後見人の育成及び法人後見	○障がい者の支援に関わっている人など、本人に身近な人が後見人として活動できるよう、市民後見人の育成に努めます。また、法人後見を活用し、権利擁護に努めます。 ○権利擁護の推進を図ります。	福祉課 介護保険課
日常生活自立支援事業	○認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者で、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の利用を推進します。	福祉課 介護保険課

2 差別・虐待の解消

障害者差別解消法の趣旨にのっとり合理的配慮の提供について周知を図り、障がい者が差別や虐待を受けることなく、権利を尊重されながら日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携した取組を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
障害者差別解消法の周知	○市報にのみ、市ホームページや研修会等を通じて「障害者差別解消法」の周知を図り、合理的配慮の提供を含めた差別行為に対する理解を促進するとともに、障がいへの理解を深め、差別の解消を図ります。	福祉課
虐待等の防止ネットワークの強化	○認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の虐待防止や権利擁護の推進のため、権利擁護協議会や自立支援協議会等の関係機関と連携強化を図ります。	福祉課 介護保険課
障がい者の虐待防止	○関係機関と連携し、障がい者虐待の予防及び早期発見、障がい者虐待防止の更なる体制強化に努めます。	福祉課
子どもの虐待防止	○関係機関と連携し、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待防止の更なる体制強化に努めます。	子育て支援課
	○地域の身近な相談者である民生委員・児童委員、主任児童委員の虐待に対する知識を高め、訪問や相談による予防及び早期発見に努めます。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
子どものいじめの防止	○新見市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ問題への対策に係る機関等との連携を図り、施策の効果の検証や今後の施策の在り方について検討を行います。 ○新見市教育相談室を設置し、毎週月曜日に相談業務を行います。	学校教育課

基本目標3 健康づくりの推進

疾病等の予防や早期発見、早期対応を図るとともに、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等関係機関が連携し、必要な医療やサービス等を適切に受けられることができる体制の整備を推進します。

1 保健・医療体制の充実

疾病等の早期発見、早期対応に努めるとともに、障がい者が必要なときに適切な医療を受け、自立した日常生活や社会生活が営めるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を強化し、様々な支援に取り組みます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
医療体制の充実	○医療を必要とする人が、必要なときに適切な診療を受診できるよう、保健、医療、福祉等関係機関との連携を強化し、情報提供の充実と医療体制の充実を図ります。	健康医療課
障がい者医療制度の紹介	○手帳の新規取得時に制度の案内を適切に行い、対象者が医療費給付制度を利用できるよう周知します。	福祉課
重度心身障がい児者への支援の充実	○重症心身障がい児者や医療的ケア児等に、リハビリ等を提供する重症心身障がい児者支援事業を実施します。 ○利用者やその家族の状況、地域のニーズに配慮しながら、医療機関等関係機関と連携したサービス提供体制の充実を図ります。	福祉課
各種健診等の実施	○内部障がいや脳血管障がい等の発症や生活習慣病を予防するため、特定健康診査や健康診査、各種がん検診を行い、病気の早期発見・早期治療に努めます。 ○受診しやすい環境を整え、受診率の向上に努めます。	健康医療課 市民課

2 保健・医療と福祉の連携

ICT(情報通信技術)を活用して、保健、医療、福祉等関係機関との連携を強化し、地域における情報ネットワーク化を推進します。また、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
保健・医療・福祉の連携	○保健、医療、福祉等関係機関における情報共有や連携体制の強化を図ります。	福祉課
保健・医療・福祉に関する情報技術の活用	○ICT(情報通信技術)を活用した在宅医療・介護を支援する多職種連携ツール等を利用しながら、多職種連携を支援し、地域における情報ネットワーク化を推進します。	介護保険課
精神保健福祉施策の充実	○保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、心に課題を抱える人やひきこもりや自殺などの相談支援体制の充実に努めます。 ○精神障がい者やひきこもりの人、依存症(薬物・ギャンブル・アルコール)の人などが、安心して自分らしく生活できるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。	福祉課 健康医療課

基本目標 4 地域生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者が地域の一員として地域社会に参加できるよう、文化・スポーツ活動等に参加しやすい環境の整備を図ります。

1 相談支援体制の充実と強化

障がい者やその家族が、地域で心身共に安心して生活できるよう、必要なときにいつでも相談し、適切な支援を受けることができる相談支援体制の充実を図るとともに、制度やサービス内容の情報発信に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
相談支援事業	○「ほほえみ広場にいきみ」を中心に、関係機関との連携を強化し、きめ細やかな相談支援を行います。 ○臨床心理士による心理相談を実施し、発達障がいの相談支援体制の強化を図ります。	福祉課
障がい者相談員制度	○障がい者やその家族等からの相談に応じられるよう、相談員の委嘱を継続します。 ○相談に対応できるよう研修会等を開催し、スキルアップを図ります。 ○関係機関と連携した円滑な業務の推進と、障がい者支援に関する普及啓発を行います。	福祉課
発達障がいに関する相談支援	○「くれよん検診」や「子どもの発達支援相談」など小児科医や臨床心理士等専門家による相談支援を行います。 ○新見公立大学と連携し、相談支援の充実を図ります。	健康医療課 福祉課
総合的な情報の収集と発信	○障がい者に関する情報提供の窓口である、「ほほえみ広場にいきみ」を中心に、地域生活支援事業の相談支援について周知を図ります。 ○市報にいきみや市ホームページ、告知放送等を有効に活用し、福祉制度やサービス内容等の情報発信に努めます。	福祉課

2 地域移行・地域定着の推進

障がい者が地域で安心して生活できるよう、日常生活支援や活動の場の充実に努めます。
また、入所、入院生活から地域生活への移行を促進し、地域での生活を継続することができるよう支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
地域生活支援事業の推進	○障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業をはじめ、日中一時支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業など日常生活支援の充実に図るとともに、活動の場の充実に努めます。 ○専門性の高い相談に対応できるよう、専門職を配置するとともに、市内の障がい者福祉事業所から職員の派遣を受け、関係機関との連携強化を図ります。 ○医療的ケア児を含む重症心身障がい児の一時預かりとリハビリについて引き続き事業を実施するとともに、継続的な人材確保を行います。	福祉課
地域移行の促進	○施設入所や精神科病院に入院している障がい者について、関係機関と連携しながら地域移行を推進します。	福祉課
地域定着の推進	○障がい者の安定した地域生活を継続するために、常時の連絡体制を確保することや緊急時の相談に応じるなど、地域定着に向けた取組を行います。	福祉課

3 福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、社会参加が図れるよう、ライフステージに応じた切れ目のない福祉サービスの提供や経済的負担感の軽減に向けて支援します。

障がい者が65歳以上になっても、これまで利用してきた障がい福祉サービスを引き続き必要とする場合、同じ事業所で継続して利用することが可能となる共生型サービスの推進を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ライフステージに応じた福祉サービスの提供	○関係機関と連携し、幼少期から高齢期まで、ライフステージに応じた福祉サービスが切れ目なく提供できるよう努めます。	福祉課
福祉サービスの充実と提供基盤の確保	○障がい者の自立した地域生活の支援を行うため、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図ります。 ○多様なニーズに対応できるようにするため、サービスを提供する事業所の確保に努めます。	福祉課
共生型サービスの推進	○65歳以上の障がい者が、従来利用してきたサービスの継続が必要な人については、同じ事業所で利用することができるなど、共生型サービスの利用を推進します。	福祉課
補装具費の給付	○障がい者の身体機能を補充又は代替し、日常生活能力の回復を助けるため補装具費の給付を行います。	福祉課
日常生活用具の給付	○重度身体障がい者が自宅で安心安全に過ごせ、また介助者の負担軽減を図るため、日常生活用具等給付事業を行います。身体障害者手帳新規取得時に案内し、自立した生活ができるよう利用促進を図ります。	福祉課
経済的負担軽減に向けた支援	○障がい者の経済的負担を軽減するため、「心身障害児福祉年金」等、法令等に基づく各種手当を支給するとともに、制度等の周知を図ります。 ○「じん臓機能障害者通院手当」の周知を図り、活用を推進します。	福祉課

4 住まいの確保

障がい者の状況やニーズに応じた住まいの場を確保し、安心して安全な生活を送ることができるよう支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
居住支援サービスの充実	○障がい者の地域生活の場として必要な共同生活援助（グループホーム）の充実をはじめ、不動産業者等にバリアフリーの理解を求め、適切な居住基盤の整備促進に努めます。	福祉課
日常生活用具給付等事業による住宅改修費の一部助成	○身体障害者手帳の新規取得時に制度の案内を行い、利用促進を図ります。 ○重度身体障がい者が自宅で安心安全に過ごせ、また介助者の負担軽減を図るため、住宅改修を行う場合に日常生活用具等給付事業を利用し、その費用の一部を助成します。	福祉課
市営住宅への入居に対する配慮	○市営住宅への入居に当たって、障がいの状態に配慮した入居選考を行います。 ○今後建築する市営住宅については、ユニバーサルデザインの視点により整備を進めます。	都市整備課

5 スポーツ・文化活動等の振興

スポーツ大会の開催やスポーツ、レクリエーション等のボランティア活動への支援を行い、障がい者の社会参加を促進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
スポーツ・レクリエーションの促進・支援	○スポーツ、レクリエーション活動を支援するため、「障がい者ふれあいスポーツ大会」の開催や、NPO等が行うスポーツ、レクリエーション等のボランティア活動への支援を行います。	福祉課
県障がい者スポーツ大会への参加	○「県障がい者スポーツ大会」などへの参加を広く呼び掛けるとともに、参加選手への支援を行います。	福祉課
	○より多くの人に参加できるよう、スポーツ推進委員等を通じて啓発に努めます。	生涯学習課

6 防災・防犯対策の推進

防災知識の普及に向けた啓発や情報提供の充実を図るとともに、災害時に支援を要する人への支援体制の整備に努めます。また、関係機関と連携して、障がい者の消費者被害の未然防止に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
防災知識の普及啓発	○障がい者が、災害から身を守るための知識や対処方法等の普及、啓発に努めるとともに、防災マップ等を活用し、災害危険箇所や避難所等の情報提供を行います。	総務課
防災体制の整備	○「新見市地域防災計画」に基づき、災害時に特別な医療措置が必要な難病患者や障がい者の安否確認、避難誘導等の活動を支援します。	福祉課
	○災害時要援護者について、個人情報の保護に留意しながら、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画に沿った自主防災組織等へ支援を依頼します。	総務課
	○福祉避難所への受け入れ体制の整備を図るとともに、情勢や避難所ニーズに応じた備蓄食糧や生活必需品等の整備や更新を行い、避難所環境の向上に努めます。	総務課
	○関係機関と連携し、難病や重度身体障がい者等の個別避難計画の作成に努めます。	総務課 福祉課 健康医療課
防災に関する情報提供の充実	○市報にいみや市ホームページ、告知放送やスマートフォンアプリ等を活用し、市役所や消防署から防災情報を発信します。	総務課
	○障がい者に対し、告知放送端末を活用した緊急通報事業を実施し、日常生活における不安の解消を図るとともに、緊急時の連絡体制を整備します。	福祉課
消費者被害の防止	○障がい者の消費者被害に対応するため、庁内関係各課と情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、老人クラブ、警察等と情報を共有し、被害の未然防止に努めます。	交通対策課

基本目標5 療育・保育・教育の充実

発達の遅れや障がいの早期発見に努め、早期療育につなげます。また、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に努めます。また、インクルーシブ教育を推進します。

1 早期発見とフォロー体制の構築

健康診査や育児相談の更なる充実を図るとともに、障がいの早期発見に努め、適切な医療や療育等に速やかにつなげる支援体制の充実に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
乳幼児健康診査事業	○乳幼児の発育発達の遅れや疾病の早期発見に努めます。 ○保護者の育児相談に応じ、安心して育児ができるように支援します。	健康医療課
くれよん教室	○発達に遅れの心配がある子ども又は遅れが認められた子ども及びその保護者を対象に「くれよん教室」を開催し、保護者が子どもの発達にあった対応方法を学び、育児困難感が軽減できるよう支援します。また、必要に応じて早期療育へつなげます。 ○保護者が子どもの特徴に応じた対応方法を知ること、育児の負担感を軽減できるよう支援します。 ○児の特性や保護者の困りごとについて支援者間で共有し、必要に応じたテーマで座談会をするなど、対応について検討します。	健康医療課
子どもの健やか発達支援事業	○「くれよん検診」や「子どもの発達支援相談」などの専門的な事業との連携により、支援体制の充実に努めます。	健康医療課

2 保育・教育内容の充実

共通支援シートを活用して、子ども一人ひとりの状態やニーズに応じた保育、教育内容や支援の充実に努めるとともに、適切な就学指導や進路指導の充実に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
障がい児保育	○共通支援シートを活用し、障がいの状態に応じた保育教諭の加配や臨床心理士の派遣など、障がい児保育の充実に努めます。 ○関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な保育に努めます。	子育て支援課
障がい児通所支援の実施・充実	○障がいのある子どもの預かりや療育の場を充実させるため「障がい児福祉計画」に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなど、障がい児通所支援の充実に努めます。	福祉課
特別支援教育の充実	○個別の教育的な支援を必要としている園児・児童・生徒について、共通支援シート、個別の支援計画を作成し、切れ目のない丁寧な支援の引継ぎを行います。 ○校内において、特別支援教育コーディネーターが担任教諭との情報交換、関係機関との連携調整や保護者との連絡窓口を担い、学校全体として組織的に特別支援教育の充実に推進します。 ○小学校7校に特別支援教室を配置し、個別の教育的ニーズに応じた指導を行います。 ○専門指導員を小中学校に派遣し、特別支援学級、特別支援教室の授業改善や個別の支援計画や指導・助言を引き続き行います。 ○インクルーシブ教育の推進について検討を図ります。	学校教育課
教育相談、就学指導体制の充実	○就学支援が適切に行われるよう、毎年6月に就学支援に関わる管理職・担当者を対象とした研修会を開催します。 ○新見市特別支援教育推進センターの相談員を支援会議に派遣し、就学相談体制・連携体制の充実に努めます。	学校教育課
巡回相談事業の充実	○新見市特別支援教育推進センターと連携し、全園を対象に4歳児を中心に巡回相談事業を実施します。	福祉課 学校教育課
進路指導の充実	○各校の特別支援教育コーディネーター、担任教諭を中心に丁寧な進路指導を行います。 ○高校入学前に学校間で支援に対する引継ぎを行います。	学校教育課

3 発達障がいへの支援

発達障がい児やその特徴がみられる子どもの健やかな成長を支援し、地域で安心して生活できるよう、相談支援や教育の充実に努めます。また、発達障がい者の新たなニーズの増加を見据えた、福祉サービスの充実を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
相談支援事業 (再掲)	○「ほほえみ広場にいきみ」を中心に、関係機関との連携を強化し、きめ細やかな相談支援を行います。 ○臨床心理士による心理相談を実施し、発達障がいの相談支援体制の強化を図ります。	福祉課
発達障がいに関する相談支援 (再掲)	○「くれよん検診」や「子どもの発達支援相談」など小児科医や臨床心理士等専門家による相談支援を行います。 ○新見公立大学と連携し、相談支援の充実を図ります。	健康医療課 福祉課
発達障がい児支援の充実	○新見市特別支援教育推進センターの推進リーダーによる巡回相談や授業改善への指導助言を行います。	福祉課 学校教育課
	○発達障がいに対する理解を進めるとともに、特別な配慮が必要な児童・生徒に対する指導や授業づくりについて、校内研修等で支援します。	学校教育課
障がい福祉サービスの充実	○新見市障害者自立支援協議会を中心に相談支援事業所やサービス事業所、保健医療福祉関係者が連携して、障がい福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
ペアレントトレーニング事業の実施	○子どもの発達に悩みを抱えている家族に、子どもとの関わり方や子育てについて楽しく学ぶ、ペアレントトレーニング講座を実施します。 ○ペアレントメンターを育成し、地域での子育て支援の充実を図ります。	福祉課

基本目標6 雇用・就労の促進

障がい者が個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、就労に必要な支援を進めるとともに、雇用の促進を図ります。

1 総合的な就労支援

障がい者の社会参加と経済的自立に向け、職業能力の向上を図るとともに、適性や能力に応じて就労できるよう支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
就労相談・職業紹介の充実	○新見市障害者自立支援協議会を中心として、ハローワーク新見やたかはし障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、きめ細やかな就労相談、職業紹介を行います。	福祉課
職場体験学習事業の実施	○就業希望者と共に職場見学、職場体験・実習を行い、就労に対する動機付けや就労意欲の向上を支援します。	福祉課
福祉的就労の促進	○チャレンジ講座や企業見学会、ハローワーク新見のセミナーなどで就労準備の理解と就労意欲を高め、企業関係者や支援者等の交流を図ることで障がい理解を推進し雇用機会の創出を図ります。 ○企業関係者や商工会議所等の支援者が障がい者雇用に関する理解を深め、就労先の開拓を行うとともに、雇用機会の創出を図り所得の向上につながるよう支援します。	福祉課
岡山県健康の森学園における就労支援	○障がい者支援施設(岡山県健康の森学園)やハローワーク新見等と情報共有や連携を図り、利用者が地域で自立した生活ができるよう支援します。 ○支援学校に就労に関する情報を提供したり、要請があれば個別に企業との調整を図ります。	福祉課

2 就労機会の拡充と定着

関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進や就業環境の整備促進、職場定着の支援に努めます。また、福祉施設の運営の充実に向けた支援に努めるとともに、公的機関での物品やサービス等の優先購入を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
雇用促進の啓発	○障がい者の継続的な雇用ができるようにするため、「岡山県健康の森学園支援学校」との連携を強化し、研修生の積極的な受け入れを行い、就労可能な卒業生の雇用を促進します。	福祉課
就業環境の整備促進	○「ほほえみ広場にいみ」と「たかはし障害者就業・生活支援センター」が連携し、短時間勤務やフレックス制度など、障がい者が個々の状態に応じた多様な形態で勤務できるよう、就業環境の整備促進に努めます。	福祉課
雇用制度等の周知・利用促進	○商工会議所等との連携により「障害者トライアル雇用」や「ジョブコーチ」などの制度等を広く周知し、利用促進に努めます。 ○商工会議所等との連携により職場実習先の企業に各制度を紹介し、雇用機会の促進に努めます。	福祉課
障がい者施設製品の販売促進	○本市主催の催しなどにおいて、障がい者施設の製品の販売や、販路の拡大に向けた広報・啓発など、福祉施設の運営の充実に向けた支援に努めます。	福祉課
定着支援の推進	○会社訪問等を行い、就労している障がい者や雇用者への情報提供の充実を図るとともに、働き続けることのできる環境づくりなど、フォローアップに努めます。	福祉課
優先調達推進法の活用	○「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品、サービス等の優先購入（調達）の推進に努めます。	福祉課

基本目標7 ユニバーサル社会の推進

障がいがあっても地域で安全に、また快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った個別の住宅や公共施設等の整備、移動支援の充実をはじめ、防災、防犯対策の充実を図り、誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを推進します。

1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

障がいの特性にかかわらず、誰もが安全、快適に生活し、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った個別の住宅や公共施設等の整備の促進、公園、緑地の整備に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業	○身体機能の低下や身体の障がいのために日常生活に介助を要する人が自宅において自立して生活できるよう住宅を改造する場合にその費用の一部を助成します。	福祉課
ユニバーサルデザインの促進	○ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備を促進します。	都市整備課
公園や緑地などの整備	○憩いの場や遊び場等を、安心して安全に利用できるよう、公園施設の長寿命化計画を策定し、計画的な公園整備に取り組みます。	都市整備課
地域共生社会の推進	○安心して住み続けられるまちづくりのため、地域共生社会の推進に取り組みます。	総合政策課

2 移動手段の確保

障がい者の地域での自立生活や社会参加を促進するため、外出や移動支援の充実に努めるとともに、事業や制度の周知に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
移動支援事業	○移動の支援を必要とする障がい者を支援する「個別支援」と、重度身体障がい者を移送するための「福祉車両の貸し出し」を実施します。	福祉課
福祉有償運送事業の促進	○障がい者等移動に制約のある人への、外出の支援として、NPO等による福祉有償運送を促進します。	福祉課
送迎ボランティアの活動支援	○地域運営組織の設立等に伴い、身近な地域での支えあいの仕組み作りに取り組んでおり、地域特性に配慮した課題解決方法で取組を進めます。	福祉課
自動車運転免許取得・改造費助成事業	○障がい者が自動車運転免許を取得することで、障がい者の外出支援を図るため、運転免許の取得費用の一部を助成します。 ○身体障がい者自らが所有し、運転する自動車のハンドル、ブレーキなど必要に応じて改造する費用の一部を助成します。	福祉課
福祉車両購入補助事業	○身体障がい者が乗降しやすい座席を有する車両や車いすのまま乗降できる装置を設けた車両を購入、又は改造する際の経費の一部を補助します。	福祉課
公共交通機関等の利便性の確保	○高齢者や障がい者等の交通手段を確保するため、備北バス(株)が運行し、医療機関や商業施設など、多くの人々が利用する施設が集中している市街地を循環する、市街地循環バス「ら・くるっと」の運行経費に対する補助を行います。	交通対策課
新見市高齢者等タクシー利用助成事業	○日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減を図るため、タクシー利用料金の一部を助成します。	福祉課
各種機関の割引制度の周知	○障がい者に対する鉄道やバスなどの公共交通機関の運賃や、有料道路通行料金の割引制度の周知に努めます。	福祉課

3 ボランティア活動の推進

様々な媒体を活用して、ボランティア活動に対する理解と協力の促進を図るとともに、地域とボランティアグループ等が連携して、身近な地域で支え合う地域福祉を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ボランティアに関する広報活動の充実	○新見市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの活動情報について、市報にいみや市ホームページ等を活用し、市民のボランティア活動に対する理解と協力の促進を図ります。	秘書広報課
民生委員・児童委員等への活動支援	○民生委員・児童委員の活動に対し、各種福祉サービスの情報提供や関係機関との連携などの支援を行います。	福祉課
手話奉仕員養成講座	○手話奉仕員養成講座を実施している新見市社会福祉協議会と連携し、その人材育成を図るとともに、人材の活用を促進します。	福祉課
新たなボランティア養成	○発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者が、その経験を生かして、発達障がいの診断を受けて間もない子どもを持つ保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター」の育成に向けて、利用ニーズや支援体制について検討します。	福祉課
ボランティアネットワークの構築	○ボランティアグループの交流活動拠点として、「ほほえみ広場にいみ」の機能の充実に努めるとともに、ボランティアネットワークの充実に努めます。	福祉課

第 7 章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

前期計画では、7つの基本目標を設定し、各基本目標に対して施策の方向を定め、具体的な取組を進めています。

【1】成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の福祉施設入所者80人のうち2人(3.7%)を削減目標としていますが、令和4年度末では施設入所者削減数9人(11.3%)となっています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の施設入所者数	80 人 (基準値)	71人	—
② 令和5年度末の施設入所者数	78 人	—	—
③ 令和5年度末の施設入所者の削減見込者数(①－②)	2 人	9人	—
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	2.5%	11.3%	①から 1.6%以上削減
⑤ 令和5年度末の施設入所者の地域移行者数	5 人	0人	—
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	6.3%	—	①の 6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、令和4年度末で1箇所整備しており、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回実施しています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所	1箇所	各市町村又は各圏域に1つ以上確保
② 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1 回/年	1回/年	年 1 回以上、運用状況を検証及び検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において3人とする
ことを目標としていますが、令和4年度末では7人となっています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の福祉施設から一般就 労への移行者数	2 人	—	—
② 令和5年度末時点の福祉施設から一般就 労への移行者数	3 人	7 人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.5 倍	3.5 倍	①の 1.27 倍以上

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度末におい
て3人とすることを目標としていますが、令和4年度末では7人となっています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労移行支援事業利 用者から一般就労への移行者数	2 人	—	—
② 令和5年度末時点の就労移行支援事業利 用者から一般就労への移行者数	3 人	7 人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	1.5 倍	3.5 倍	①の 1.30 倍以上

(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5年度末に
おいて0人を目標としていますが、令和4年度末では1人となっています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労継続支援A型事 業利用者から一般就労への移行者数	0 人	0 人	—
② 令和5年度末時点の就労継続支援A型事 業利用者から一般就労への移行者数	0 人	1 人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の 1.26 倍以上

(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から一般就労へ移行する人は令和元年度はいませんでした。令和4年度も0人となっており、令和5年度の目標も0人としています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和元年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	0人	0人	—
② 令和5年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	0人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の1.23倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度末までに一般就労に移行した7割以上の人々が就労定着支援を利用することを目標としています。令和4年度末では移行者7人のうち4人が就労定着支援を利用しています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	3人	7人	—
② 令和5年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	3人	4人	—
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	100%	57.1%	①の7割

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所1箇所において、就労定着率を7割以上にすることを目標としています。令和4年度末では目標を達成しています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 令和5年度末時点の就労定着支援事業所数	1箇所	1箇所	—
② 令和5年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所	1箇所	—
③ 令和5年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	100%	100%	①の7割以上

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」は目標を達成しています。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回	6回	3回	2回	－
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		5人	5人	5人	7人	7人	8人	－
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回	2回	1回	1回	－
	評価	1回	1回	1回	2回	1回	1回	－
④ 精神障がい者の地域移行支援		2人/月	2人/月	2人/月	2人/月	0人/月	0人/月	－
⑤ 精神障がい者の地域定着支援		16人/月	16人/月	16人/月	5人/月	6人/月	7人/月	－
⑥ 精神障がい者の共同生活援助		15人/月	15人/月	15人/月	13人/月	12人/月	14人/月	－
⑦ 精神障がい者の自立生活援助		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	－

注1：④～⑦は月間利用者数

注2：令和5年度は、令和5年12月末現在

5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、本市では未設置となっています。

保育所等訪問事業については、圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しています。

重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所は、未設置となっています。

医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、コーディネーターは令和4年度末で1人配置しています。

	令和5年度末 の目標数値	令和4年度末 の進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	1 箇所	0箇所	各市町村に少なくとも 1か所以上設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の 構築	1 箇所	1 箇所	各市町村に利用できる 体制を構築
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発 達支援事業所の設置数	1 箇所※	1 箇所※	各市町村に少なくとも 1 か所以上確保
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後 等デイサービス支援事業所の設置数	1 箇所※	0箇所※	各市町村に少なくとも 1 か所以上確保
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障 がい福祉、保育、教育等の関係機関が連 携を図るための協議の場の設置	1 箇所	1 箇所	各都道府県、各圏域、各 市町村において 協議の場を設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーター の配置	3 人	1人	各都道府県、各圏域、各 市町村において コーディネーターを配置

※主に重症心身障がい児を受け入れる事業所ではないが、受け入れ体制はできている。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」が未達成となっています。

	目標数値			進捗状況			国の 基本指針
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
① 総合的・専門的な相談支援の 実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	－
② 地域の相談支援事業者に対す る訪問等による専門的な指導・ 助言件数	0 件	1 件	1 件	0 件	0件	0件	－
③ 地域の相談支援事業者の人材 育成の支援件数	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	－
④ 地域の相談機関との連携強化 の取組実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	2回	－

注：令和5年度は、令和5年12月末現在

7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービスの質の向上については、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数は、目標値を達成しています。

		目標数値			進捗状況			国の 基本指針
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
①	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	－
②	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	無	無	無	－
	実施回数	12回	12回	9回	0回	0回	0回	－

注：令和5年度は、令和5年12月末現在

8 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援については、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及びピアサポートの活動への参加人数は、目標値を上回っています。

		目標数値			進捗状況			国の 基本指針
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
①	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人	9人	9人	10人	－
②	ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人	3人	3人	3人	－
③	ピアサポートの活動への参加人数	3人	3人	3人	7人	13人	19人	－

注：令和5年度は、令和5年12月末現在

【2】第6期障がい福祉計画の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護の利用者数及び利用時間数は、計画値を上回っています。

重度訪問介護の利用者数は、第6期は実績がありませんでした。

同行援護は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	利用者数/月	30	29	28	47	43	30
	利用時間数/月	300	290	280	399	415	297
重度訪問介護	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	利用時間数/月	5	5	5	0	0	0
同行援護	利用者数/月	3	3	3	2	1	1
	利用時間数/月	20	20	20	12	5	5
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合 計	利用者数/月	34	33	32	49	44	31
	利用時間数/月	325	315	305	411	420	302

注：令和5年度は、令和5年9月実績分（以下同様）

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスについて、令和5年度の自立訓練(生活訓練)は、利用者数及び利用日数ともに計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数/月	110	110	110	105	102	109
	利用日数/月	2,080	2,080	2,080	2,162	2,115	2,059
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	2	2	2	2	2	4
	利用日数/月	50	50	50	35	26	88
就労移行支援	利用者数/月	3	4	5	3	6	6
	利用日数/月	60	80	100	43	112	89
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	25	25	25	23	24	26
	利用日数/月	500	500	500	452	508	527
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	70	70	70	67	67	72
	利用日数/月	1,470	1,470	1,470	1,354	1,369	1,321
就労定着支援	利用者数/月	2	2	2	5	2	0
療養介護	利用者数/月	9	9	9	8	8	8
短期入所	利用者数/月	11	11	11	7	13	13
	利用日数/月	120	120	120	104	106	111

3 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)の利用者数は計画値を上回っていますが、施設入所支援の利用者数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	45	46	47	49	48	48
施設入所支援	利用者数/月	78	78	78	69	71	72

4 相談支援

計画相談支援及び地域移行支援の利用者数は減少傾向となっています。

地域定着支援の利用者数は、おおむね計画値どおりとなっています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	利用者数/月	280	285	290	278	254	240
地域移行支援	利用者数/月	2	2	2	2	1	0
地域定着支援	利用者数/月	35	35	35	38	32	34

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業について日常生活用具給付等事業では、排泄管理支援用具の利用件数が計画値を下回っています。一方、地域活動支援センター（Ⅰ型）の利用者数は計画値を大きく上回っています。

移動支援事業では、利用者数及び利用時間数ともに計画値を下回っています。

なお、意思疎通支援事業の手話通訳者設置事業の箇所数及び利用者数の実績がありませんでした。

サービス種類		単位	第6期計画値			第6期実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用件数/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/年	1	1	1	4	3	2
	手話通訳者設置事業	箇所数	1	1	1	0	0	0
		利用者数/月	1	1	1	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	4	4	4	4	6	3
	自立生活支援用具	利用件数/年	3	3	3	5	2	2
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	4	4	4	6	8	3
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	3	3	3	2	6	5
	排泄管理支援用具	利用件数/年	90	90	90	90	82	82
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	利用件数/年	4	4	4	6	5	6
手話奉仕員養成研修事業		講習修了者数/年	4	4	4	12	7	11
移動支援事業	利用者数/月		15	15	15	16	12	11
	利用時間数/月		82	82	82	73	50	49
地域活動支援センター（Ⅰ型）	箇所数		1	1	1	1	1	1
	利用者数/月		830	830	830	1,176	1,199	1,151
地域活動支援センター（Ⅲ型）	箇所数		2	2	2	2	2	2
	利用者数/月		285	285	285	178	190	289

注：令和5年度について、年単位は令和5年4月～9月実績分、月単位は令和5年9月実績分

(2) 任意事業

福祉ホーム及び訪問入浴サービスは、利用者数が計画値を上回っています。

日中一時支援事業は、箇所数、利用者数ともに計画値を上回っています。特に令和5年度の利用者数は計画値を大幅に上回っています。

巡回支援専門員は整備できていません。

レクリエーション活動等支援は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減っていましたが、令和5年度は計画値を上回っています。

点字・声の広報等発行及び障害者虐待防止対策支援は、計画値どおりとなっています。

医療的ケア児等総合支援は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	2	2	2
訪問入浴サービス	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	1	1
日中一時支援事業	箇所数	5	5	5	6	6	7
	利用者数/月	65	65	65	78	80	101
巡回支援専門員整備	実施の有無	有	有	有	無	無	無
レクリエーション活動等支援	利用者数/年	60	60	60	46	49	71
点字・声の広報等発行	利用者数/月	30	30	30	30	30	30
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等総合支援	利用登録者数	14	14	14	11	11	10
	利用者数/月	25	25	25	12	12	12

【3】第2期障がい児福祉計画の進捗状況

1 障がい児通所支援等

児童発達支援は、利用者数及び利用日数ともに、ほぼ計画どおりとなっています。

放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用者数は計画値を大幅に上回っています。

障がい児相談支援の利用者数は、計画値を大幅に上回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数/月	50	50	50	57	61	57
	利用日数/月	200	200	200	211	206	171
医療型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	80	80	80	110	108	122
	利用日数/月	160	160	160	150	163	134
保育所等訪問支援	利用者数/月	15	15	15	24	26	32
	利用日数/月	20	20	20	20	15	17
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数/月	145	145	145	168	171	182
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	配置人数	3	3	3	2	2	1

2 障がい児の子ども・子育て支援等

保育所の利用者数は計画値を下回っています。

認定こども園及び放課後児童健全育成事業の利用者数は、計画値を上回っています。

種別	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	利用者数/月	25	25	25	15	16	12
認定こども園	利用者数/月	20	20	20	21	31	37
放課後児童健全育成事業	利用者数/月	19	19	19	19	20	24

【4】国の基本指針について

1 基本指針の見直し

令和5年5月、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の一部の改正が告示されました。

基本指針は、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6年度から令和8年度(2026年度)までの、本市における「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」で策定すべき事項を定めたものです。

【基本指針見直しの主なポイント(要旨)】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
3 福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
5 発達障がい者等支援の一層の充実	・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・ 発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6 地域における相談支援体制の充実強化	・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7 障がい者等に対する虐待の防止	・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

基本指針	見直しのポイント
9 障がい福祉サービスの質の確保	・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10 障がい福祉人材の確保・定着	・ I C T（情報通信技術）の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	・ 障がい福祉ＤＢの活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・ 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14 その他：地方分権提案に対する対応	・ 計画期間の柔軟化 ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和8年度(2026年度)末の成果目標について、次のとおり掲げています。

【 成果目標（令和8年度（2026年度）末の目標）の見直しのポイント（抜粋） 】

1 施設入所者の地域生活への移行
○ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
○ 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ○ 精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
3 地域生活支援の充実
○ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。 ○ 強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新規】
4 福祉施設から一般就労への移行等
○ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ○ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ○ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進する。【新規】 ○ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上
- 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築する。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上
- 各都道府県において、医療的ケア児支援センターを設置する。【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。【新規】

6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保する。【新規】

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

【5】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度(2026年度)末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和4年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- ② 令和8年度(2026年度)末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■ 本市の目標 ■

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 令和4年度末時点の施設入所者数71人に対して、令和8年度(2026年度)末までに7人(9.9%)が地域で暮らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者数	71人	・令和4年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	7人	・令和8年度(2026年度)末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	9.9%	(B/A)

(2) 施設入所者の削減

- 令和4年度末時点の施設入所者数71人に対して、令和8年度(2026年度)末までに施設入所者数を2人(2.8%)減らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者の削減数	2人	・令和8年度(2026年度)末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	2.8%	・令和4年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

目標達成に向けた取組方策

- 地域生活への移行の促進にあたっては、現在の施設入所者の地域生活への移行と、新たな施設入所希望者については、個々のニーズに応じて住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、地域生活における様々な支援を提案します。
- 障がいのある人の悩みや生活課題など、多様な相談への対応をはじめ、福祉サービスの適切な提供と利用促進を図ります。また、希望する場所で暮らすことができるよう、住まいの確保や自分らしく活動できる居場所を提供するなど、様々な生活支援策を講じます。

2 地域生活支援の充実

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8年度（2026年度）末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- ② 令和8年度（2026年度）末までの間、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■ 本市の目標 ■

（1）地域生活支援拠点等の状況

- 令和8年度（2026年度）末までに、コーディネーターを5人、障がい福祉サービス事業所等の担当者を5人配置し、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。

	令和8年度(2026年度)
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1箇所
② コーディネーターの配置人数	5人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	5人
④ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	1回/年
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の構築	有

（2）強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の整備

- 令和8年度（2026年度）末までに、強度行動障がい者を有する障がい者のニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携し、効果的な支援ができる体制を整備します。

	令和8年度(2026年度)
① 強度行動障がい者を有する障がい者に関するニーズ把握等の実施	有
② 強度行動障がい者を有する障がい者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有

目標達成に向けた取組方策

- 地域自立支援協議会などにおいて、複数の障がい福祉サービス事業所などが連携してチーム支援ができる体制を整備することで、障がいのある人の地域生活の支援が効果的かつ円滑に行えるよう努めます。

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度（2026年度）末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業から、令和8年度（2026年度）末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ③ 上記①のうち、就労継続支援A型事業から、令和8年度（2026年度）末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目指す。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援B型事業から、令和8年度（2026年度）末までに移行する者の目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目指す。
- ⑤ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標】

- ⑥ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【就労定着支援事業所利用後の就労定着率※に関する目標】

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

■ 本市の目標 ■

- 令和8年度（2026年度）末までに7人が福祉施設から一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8年度（2026年度）末までに5人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8年度（2026年度）末までに2人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8年度（2026年度）末までに5人が一般就労することを目指します。
- 令和8年度（2026年度）末までに9人が就労定着支援を利用することを目指します。

	令和3年度 (2021年度)	令和8年度 (2026年度)	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	4人	7人	1.75 倍 (1.28 倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労 移行者数	3人	5人	1.33 倍 (1.31 倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般 就労移行者数	1人	2人	— (1.29 倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般 就労移行者数	3人	5人	2.00 倍 (1.28 倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	3人	9人	3.33 倍 (1.41 倍)

- 就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合を 5 割以上にすることを目指します。

	令和8年度(2026年度)
就労移行支援事業所数	1箇所
就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	100% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率を 7 割以上にすることを目指します。

	令和8年度(2026年度)
就労定着支援事業所数	1箇所
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100% (25%以上)

目標達成に向けた取組方策
○ 障がいのある人の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関との連携を強化し、事業所などへの啓発を推進し、雇用の拡大を図ります。
○ 障がいのある人が、希望に応じて就労し収入を得られるよう、就労継続支援事業の充実を図るとともに、継続して働くことができる環境づくりに努めます。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 市町村ごとの「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込み」を設定する。
- ② 「保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み」を設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる「協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み」を設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑧ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	5人	5人	5人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	2人	2人
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	7人	8人	9人
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	14人	15人	16人
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
⑧ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	2人	3人	3人

注：④～⑧は月間利用者数

目標達成に向けた取組方策

- 精神障がいのある人の地域移行促進のため、地域自立支援協議会などの既存の協議会を活用した協議の場の活性化を図ります。
- 精神障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民への理解促進や啓発を図ります。
- 自立生活援助については、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8年度（2026年度）末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8年度（2026年度）末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 令和8年度（2026年度）末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ⑥ 令和8年度（2026年度）末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和8年度 (2026年度)
① 児童発達支援センターの設置数	1箇所
② 保育所等訪問支援事業所の箇所数	1箇所
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1箇所
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制の構築	1箇所
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人

目標達成に向けた取組方策

- 地域における障がいのあるこどもの重層的な支援体制の構築に向けて、地域自立支援協議会などにおける検討を踏まえ、保育所等訪問支援も兼ね備えた児童発達支援センターについては、圏域での設置に努めます。
- 主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保については、圏域での連携により、既存の施設を活用します。
- 医療的ケア児に必要な支援について、医療的ケア児等支援推進会議や地域自立支援協議会で協議し、体制づくりに努めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8年度（2026年度）末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。
- ④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- ⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- ⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■ 基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標 ■

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
① 基幹相談支援センターの設置状況	1箇所	1箇所	1箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	6件	6件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
④ 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	2回	2回	2回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	1人	2人	2人

■ 国の基本指針 ■

- ⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- ⑧ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- ⑨ 協議会の専門部会の設置の有無
- ⑩ 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■ 協議会での検討状況に関する目標 ■

	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
⑧ 参加事業者・機関数	5	5	5
⑨ 専門部会の設置	無	無	無
⑩ 専門部会の実施回数	0回	0回	0回

目標達成に向けた取組方策
○ 市には基幹相談支援センターはありませんが、基幹相談支援センターと同様の機能を担っている障害者地域活動支援センターⅠ型を中心に、関係機関との連携を強化します。 ○ 定期的に事例検討会等を開催し、相談支援専門員の確保と質の向上に向けた取組を進めます。

7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

■ 国の基本指針 ■

- ① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。
- ③ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無
- ④ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有回数

■ 本市の目標 ■

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		2人	2人	2人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	無	無	有
	実施回数	0回	0回	1回
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無		有	有	有
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数		1回	1回	1回

目標達成に向けた取組方策

- 職員の資質向上を図るため、研修等への参加を促進します。
- 適切なサービスの提供を行う観点から、支援計画の質の向上に向けた取組を進めます。

8 発達障がい者等に対する支援

■ 国の基本指針 ■

- ① 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- ② 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③ 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■ 本市の目標 ■

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (保護者)	8人	8人	8人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 (支援者)	9人	9人	9人
③ ペアレントメンター的人数	3人	3人	4人
④ ピアサポートの活動への参加人数	2人	3人	4人

目標達成に向けた取組方策

- アンケート調査結果では「障がいのある人やその家族など、同じ立場の人に相談ができること」に対するニーズは、知的障がいや精神障がいのある人で高くなっています。今後、ピアサポート活動の内容を分かりやすく周知し、活動を促進する体制の整備に努めます。
- 本市では、ピアサポーター等の支援者の養成や配置は実施していませんが、障がいのある仲間同士が気軽に集まり、お互いの障がいを理解し交流を深め、協力しながらレクリエーションなどを行う場としてのサロンを月に1回程度開催しており、毎回一定程度の参加がみられます。今後も、サロンの開催を継続しながら、ピアサポーター等の支援者の養成や配置の検討を進めます。

【6】第7期障がい福祉計画

障がい福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	利用者数/月	47	43	30	45	45	45
	利用時間数/月	399	415	297	405	405	405
重度訪問介護	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
	利用時間数/月	0	0	0	5	5	5
同行援護	利用者数/月	2	1	1	3	3	3
	利用時間数/月	12	5	5	20	20	20
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者 等包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合 計	利用者数/月	49	44	31	49	49	49
	利用時間数/月	411	420	302	430	430	430

注：令和5年度は、令和5年9月実績分（以下同様）

確保の方策

- 支援を必要とする人に適切なサービスを提供できるよう計画相談の適正化に努め、訪問系サービス提供事業所との連携を強化します。
- 施設や病院などから地域生活に移行する人や重度障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実に努めます。
- 介護人材育成事業や奨学金免除制度などの周知を行い、ヘルパー等の人材を確保し、より質の高いサービスを提供できるよう努めます。
- 重度障がい者等包括支援については、現状、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	利用者数/月	105	102	109	110	120	120
	利用日数/月	2,162	2,115	2,059	1,650	1,800	1,800
強度行動障 がいを有す る者	利用者数/月				3	3	4
	利用日数/月				90	90	120
高次脳機能 障がいを有 する者	利用者数/月				3	3	4
	利用日数/月				90	90	120
医療的ケア を必要とす る者	利用者数/月				2	2	3
	利用日数/月				60	60	120
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	2	2	1	2	3	3
	利用日数/月	35	26	23	40	60	60
就労選択支援	利用者数/月				0	5	5
	利用日数/月				0	115	115
就労移行支援	利用者数/月	3	6	6	5	5	5
	利用日数/月	43	112	89	100	120	120
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	23	24	26	25	25	25
	利用日数/月	452	508	527	500	500	500
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	67	67	72	70	70	70
	利用日数/月	1,354	1,369	1,321	1,470	1,470	1,470
就労定着支援	利用者数/月	5	2	0	2	3	4
療養介護	利用者数/月	8	8	8	9	10	10
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	7	13	8	15	15	20
	利用日数/月	104	106	66	150	150	200
強度行動障 がいを有す る者	利用者数/月				1	1	2
	利用日数/月				10	10	20
高次脳機能 障がいを有 する者	利用者数/月				1	1	1
	利用日数/月				10	10	10
医療的ケア を必要とす る者	利用者数/月				1	1	1
	利用日数/月				10	10	10
短期入所 (医療型)	利用者数/月	1	2	2	2	2	2
	利用日数/月	9	7	2	10	10	10
強度行動障 がいを有す る者	利用者数/月				0	0	0
	利用日数/月				0	0	0
高次脳機能 障がいを有 する者	利用者数/月				0	0	0
	利用日数/月				0	0	0
医療的ケア を必要とす る者	利用者数/月				0	0	0
	利用日数/月				0	0	0

確保の方策

- 生活介護や自立訓練については、障がいのある人の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援については、自立支援に向けた日中活動の主要サービスの1つとして新規利用を促進し、一般就労へ移行できるよう、企業への障がい者雇用拡大に向けた働き掛けを行います。
- 短期入所については、日頃から緊急時に備えるため、また介護者の休息を確保するため、相談支援事業所と連携して定期的な利用を促進します。
- 自立訓練（生活訓練）については、障がいのある人の社会復帰や自立促進に必要なサービスのため、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 自立訓練（機能訓練）は、これまで利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

3 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	49	48	48	45	47	49
強度行動障がい を有する者	利用者数/月				1	1	2
高次脳機能障 がいを有する 者	利用者数/月				1	1	2
医療的ケアを必 要とする者	利用者数/月				1	1	1
施設入所支援	利用者数/月	69	71	72	80	80	80
地域生活支援拠 点等設置箇所数	箇所数				1	1	1

確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な施設の1つであることから、地域の理解を深めながら、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 施設入所支援については、障がい支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。
- 自立生活援助については、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

4 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	利用者数/月	278	254	240	290	295	300
地域移行支援	利用者数/月	2	1	0	3	4	5
地域定着支援	利用者数/月	38	32	34	35	36	37

確保の方策

- 計画相談支援については、サービス利用計画モニタリングなど、サービス支給決定の根拠となるため、適正なサービス利用につなげられるよう相談支援の質の向上を図ります。地域自立支援協議会とも協働し、サービス提供事業所との連携強化を図ります。
- 地域移行支援、地域定着支援については、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、必要な時に適切な支援が受けられる事業所の体制の充実を図るとともに、支援が必要な人に対しサービスの情報提供を行います。

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		利用件数/年	6	4	6	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
支意 援思 事疎 業通	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/年	4	3	2	3	3	3
	手話通訳者設置事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
		設置人数/月	0	0	0	0	0	0
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	4	6	3	5	5	5
	自立生活支援用具	利用件数/年	5	2	2	5	5	5
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	6	8	3	7	7	7
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	2	6	5	4	4	4
	排泄管理支援用具	利用件数/年	90	82	82	85	85	85
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数/年	6	5	6	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業		講習修了者数/年	12	7	11	10	10	10
移動支援事業	利用者数/月	16	12	11	12	12	12	12
	利用時間数/月	73	50	42	55	55	55	55
地域活動支援センターⅠ型	箇所数	1	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	1,176	1,199	1,151	1,200	1,200	1,200	1,200
地域活動支援センターⅢ型	箇所数	2	2	2	2	2	2	2
	利用者数/月	178	190	65	170	170	170	170

注：令和5年度について、年単位は令和5年4月～9月実績分、月単位は令和5年9月実績分

【地域生活支援事業のサービス概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいに関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発を実施することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障がいのある人等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障がい又は精神障がいのある人に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある人が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある人等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることが困難な聴覚障がい者等との交流活動の場の充実を図ります。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会の提供により社会との交流を促進することで、障がいのある人等の地域における生活を支援します。

確保の方策

- 「理解促進研修・啓発事業」については、市民に対して広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、広報活動や講演会の開催などを中心に実施します。
- 「相談支援事業」については、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。多様な相談ニーズに的確に対応できるよう、また、障がいのある人が自らサービスを適切に選択できるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 「成年後見制度利用支援事業」については、関係機関と連携して実施します。「成年後見制度法人後見支援事業」については、今後、障がいのある人のニーズなどを見極めながら、実施についての検討を進めます。
- 「意思疎通支援事業」については「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」及び「手話奉仕員養成研修事業」を実施するとともに、引き続き手話通訳者の設置に努めます。
- 「日常生活用具給付等事業」については、障がいのある人の日常生活のニーズに応じた用具を、適切に給付できるよう努めます。
- 「移動支援事業」については、利用者の状況を把握しながら、サービスが提供できる事業所の確保に努めます。
- 「地域活動支援センター」は、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて創作的活動や生産活動、社会との交流等を体験できる場です。今後、障がいのある人のニーズなどを見極めながら、機能強化に努めます。

(2) 任意事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉ホーム	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	2	2	2	2	2
訪問入浴サービス	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	箇所数	6	6	7	7	7	7
	利用者数/月	78	80	101	80	80	80
巡回支援専門員整備	実施の有無	無	無	無	無	無	無
レクリエーション活動等支援	利用者数/年	46	49	69	50	50	50
点字・声の広報等発行	利用者数/月	28	27	27	27	27	27
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等総合支援	利用登録者数	11	11	10	10	10	10
	利用者数/月	12	12	12	12	12	12

【任意事業のサービス概要】

サービス名	概要
福祉ホーム	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く。）で、現に住居を求めている障がいのある人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
日中一時支援事業	自宅で障がい者を介護する人が、疾病や冠婚葬祭等の理由で介護ができなくなったとき、又は休息が必要になったときに、障がい者等を施設等で日帰りで預かり、食事や入浴、介護等、必要な支援を提供します。
訪問入浴サービス	重度の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
自動車運転免許取得費 自動車改造費助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

確保の方策

- 「日中一時支援事業」については、介護サービス事業所なども含めた新規事業者の参入を促進し、提供体制の充実に努めます。
- 任意事業については、障がいのある人などのニーズを踏まえ柔軟に対応できるように、事業について検討していきます。

【7】第3期障がい児福祉計画

障がい児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

1 障がい児通所支援等

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	利用者数/月	57	61	57	50	50	50
	利用日数/月	211	206	171	200	200	200
医療型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	110	108	122	115	115	115
	利用日数/月	150	163	134	175	175	175
保育所等訪問支援	利用者数/月	24	26	32	15	15	15
	利用日数/月	20	15	17	20	25	25
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数/月	168	171	182	145	145	150
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	人/年	2	2	1	1	1	1

注：児童発達支援は、令和6年4月1日から福祉型と医療型が統合

確保の方策

- 「児童発達支援」については、本計画期間において需要の増加が見込まれます。児童発達支援事業所などとの連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保、充実に努めます。
- 早期発見、早期療育を推進していくために、母子保健事業や認定こども園などとの連携により、支援が必要な子どもの状況把握に努め、家族などの理解を得ながら、適切な療育につなげます。
- 「障がい児相談支援」を充実させるために、相談支援専門員の育成や障がい児通所支援事業所などとの連携強化を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を確保するため、県が実施する医療的ケア児に係る、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修などへの参加を促進します。
- 医療型と居宅訪問型の児童発達支援については、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

第 8 章 計画の推進

【1】推進体制

1 計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、市報にいみや市ホームページ等、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、障がいのある人の福祉に対する市民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、障がいのある人や関係団体、市民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、市民、関係機関や各種団体等との連携を図ります。

3 新見市地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「新見市地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同審議会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

4 庁内の推進体制の充実

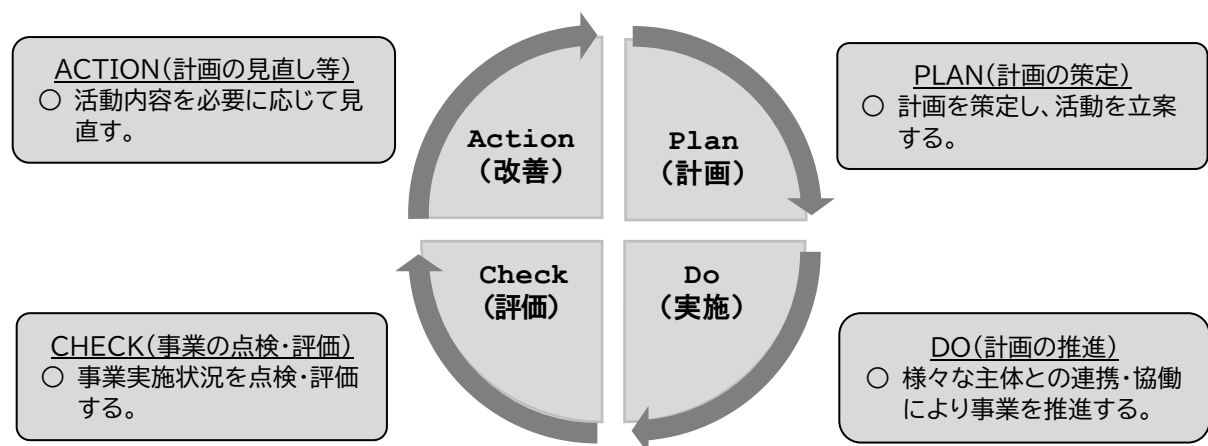
本計画は、市政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画(PPLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、改善(ACTION)による進行管理(PDCAサイクル)に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



【１】新見市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成１８年９月２６日

告示第１０８号

（目的及び設置）

第１条 障害者の自立と社会参加を促進し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず地域で生活する人々が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指した新見市における障害者に関する基本計画策定のため、新見市障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- （１） 新見市障害者福祉計画の策定に関すること。
- （２） 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

（委員）

第３条 策定委員会の委員は２０人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- （１） 市議会の委員
- （２） 学識経験を有する者
- （３） 関係団体の代表
- （４） 関係行政機関の職員
- （５） 市の職員
- （６） その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第４条 委員の任期は、新見市障害者福祉計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

（役員）

第５条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- ２ 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- ３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

（会議）

第６条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- ２ 策定委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第８条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年３月２６日告示第７１号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月１２日告示第５０号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

【２】地域福祉計画・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

番号	区 分	団体名	役 職	氏 名	備 考
1	市議会議員	新見市議会 文教福祉常任委員会	委員長	小河 俊文	
2	学識経験者	公立大学法人 新見公立大学	教授	山本 浩史	副委員長
3	関係団体	一般社団法人 新見医師会	会長	太田 隆正	委員長
4		新見市身体障害者福祉協会	会長	横田 正	
5		社会福祉法人 哲西福祉会 特別養護老人ホーム哲西荘	施設長	藤村 晃	
6		社会福祉法人 恵愛会 特別養護老人ホームおおさ苑	事務局長	山形 昌之	
7		岡山県健康の森学園支援学校	副校長	上野 信義	
8		新見市障害者自立支援協議会	会長	奈須 利雄	
9		新見市民生委員児童委員協議会	会長	船越 孝則	
10		新見市愛育委員会	会長	平田 国子	
11		新見市社会福祉協議会	会長	逸見 孝明	
12		新見市PTA連合会	副会長	仲田 一行	
13		新見市老人クラブ連合会	女性委員会 委員長	谷村 悦子	
14		支えあう野部の里	会長	中山 淳子	
15		上市地区社会福祉協議会	会長	宮本 幸子	
16	関係行政機関	岡山県備中県民局 新見地域事務所 新見地域保健課	課長	小椋 泉	
17		新見市福祉部	部長	古家孝之	

【3】策定経過

期 日	内 容
令和5年7月27日(木)	○第1回策定委員会 ・計画策定の概要・アンケートについて 地域福祉計画、地域福祉活動計画 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和5年8月	○福祉に関するアンケート調査実施
令和5年11月29日(水)	○第2回策定委員会 ・アンケート結果報告について 地域福祉計画 地域福祉活動計画 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 ・施策・事業実施状況報告について 地域福祉計画 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 ・計画素案について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和6年2月2日(金)	○第3回策定委員会 ・介護保険料について ・計画素案について 地域福祉計画 地域福祉活動計画 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
令和6年2月19日(月)～ 令和6年3月11日(月)	○パブリックコメントの実施
令和6年3月28日(木)	○第4回策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・各計画について 地域福祉計画 地域福祉活動計画 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【４】用語解説

用 語	解 説
ア行	
インクルーシブ教育	国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセス。
カ行	
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のこと。特別な研修や資格は必要ない。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障がい)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)が求められるもの。
サ行	
市民後見人	自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。
ジョブコーチ	障がいのある人の職場適応に向けて、障がいのある人に職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方などのアドバイスをするほか、事業主に対して、本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障がい特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行う。
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がいのある人の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。「PSW」とも呼ばれる。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることに不安や心配な人を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく制度。
ナ行	
ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
ハ行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの(心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい(自閉症、アスペルガー症候群 その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい)となっている。

用 語	解 説
バリアフリー	障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな社会的障壁を除去するという意味で用いられてきている。
ピアサポート	同じ問題や課題を有する方が集まり、その体験から来る状況や行動、考え方、感情などを共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ながら支え合うこと。
ペアレントトレーニング	発達障がいのある子どもに対して、子どもの行動改善や発達促進を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。
ヤ行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサル社会	障がいのある人や高齢者などの自立と参加を確保することを目指す社会。ユニバーサル社会の実現に向けて「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成 30 年法律第 100 号)」が施行された。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)や、それを実現するためのプロセス(過程)。

新見市 障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発 行／令和6年3月
発行者／岡山県 新見市
〒718-8501 岡山県新見市新見 310 番地 3
TEL(0867)72-6126
FAX(0867)72-1407